

令和7年12月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月5日

○出席議員 15人

1番 戸部 薫 君	2番 渡辺 ヒロ子 君	3番 岩瀬 琢 弥 君
4番 長田 悟 君	5番 岩瀬 清 君	6番 鈴木 克 巳 君
7番 狩野 光 一 君	8番 久我 恵 子 君	9番 寺尾 重 雄 君
10番 戸坂 健 一 君	11番 佐藤 啓 史 君	12番 岩瀬 洋 男 君
13番 松崎 栄 二 君	14番 岩瀬 義 信 君	15番 末吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 照川 由美子 君	副市長 竹下 正 男 君
副市長 加藤 正 倫 君	教育長 岩瀬 好 央 君
総務課長 屋代 浩 君	企画課長 水野 伸 明 君
財政課長 鈴木 和 幸 君	情報政策課長 高橋 吉 造 君
消防防災課長 窪田 正 君	税務課長 小野寺 千 枝 君
市民課長 田中 めぐみ 君	高齢者支援課長 篠宮 寛 敬 君
福祉課長 渡邊 弘 則 君	こども未来応援課長 土馬 健太郎 君
生活環境課長 渡邊 知 幸 君	都市建設課長 栗原 幸 雄 君
農林水産課長 君塚 恒 寿 君	観光商工課長 岩瀬 由美子 君
会計課長 吉田 智 絵 君	学校教育課長 紫 関 左 恭 君
生涯学習課長 渡邊 友 人 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 軽込 一 浩 君	議会係長 小高 茂 君
---------------	-------------

議 事 日 程

議事日程 第4号

第1 議案上程・質疑・委員会委託

議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第77号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第78号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第79号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について
- 議案第81号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

第2 請願・陳情の委員会付託

- 請願第3号 議員定数等変更時における市民意見聴取と説明責任の運用徹底に関する請願
- 陳情第9号 陳情者が委員会の中で反対意見に対して確認と反論する事が出来る場を求める陳情

第3 休会の件

開 議

令和7年12月5日（金） 午前10時開議

○議長（戸坂健一君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただき、質問者、答弁者ともに発言は簡潔・明瞭をお願いいたします。

なお、議事の都合により、質疑についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、議長の宣告は確定しました。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第73号、74号、75号、これにつきまして質問させていただきます。

初めに、議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてということですが、これにつきましては新規の条例制定だというふうに考えます。この中の条文の中での内容を4点、説明をしていただきたいと思います。

条例第2条第1項第5号に規定されます児童福祉法第6条の3第23項に規定されている乳児等通園支援事業の内容についてお伺いします。

また、第5条第5項及び第6項に規定される乳児等通園支援事業所の法に定める事業の目的を達するために必要な設備及び構造設備についてお伺いします。

次に、第2節で規定されています一般型乳児等通園支援事業所及び第3節で規定される余裕型乳児等通園支援事業所は勝浦市ではどの施設が該当になるのか、お伺いします。

また、令和8年度から子ども誰でも通園制度が創設されるということなのですが、この周知方法について、よろしくお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬子ども未来応援課長。

○子ども未来応援課長（土馬健太郎君） まず、乳児等通園支援事業の内容についてでございますが、令和8年4月から全国一律に行われる事業であり、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童を対象に、月10時間の枠内で、就労要件を問わず、時間単位で保育所等を利用できる制度であり、子どもにとっては家庭と異なる経験や家族以外の人と関わる機会を得ることができるとされております。また、他市町村を含めた広域での利用も可能となっております。

続いて、第5条第5項及び第6項に規定される乳児等通園支援事業所の法に定める目的を達成するために必要な設備及び構造設備についてですが、内閣府令第1号、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準において、市町村が条例を定めるに当たって国の基準を参酌しなければならないとされていることから、国の基準と合わせたものとしております。

その内容としましては、満2歳に満たない乳児または幼児が利用する場合は、1人につき3.3平米以上の乳児室またはほふく室、満2歳以上の幼児が利用する場合は、1人につき1.98平米以上の保育室または遊戯室を設置するとしております。

また、これらの部屋を2階以上に設ける場合は、屋外階段や屋外傾斜路といった避難用の設備を設置するとしております。

続いて、一般型乳児等通園支援事業所及び第3節で規定される余裕活用型乳児等通園支援事業所は、勝浦市ではどの施設になるかとの御質問でございますが、乳児等通園支援事業は、各

市町村において必ず1か所を実施することとされております。本市においては、上野保育所で余裕活用型乳児等通園支援事業の実施を検討しております。勝浦こども園、総野保育所につきましては、現在、一時預かり事業を実施していることから、乳児等通園支援事業は実施しない考えでおります。

なお、一般型乳児等通園支援事業の実施に当たっては、専任職員を配置する必要があることから、来年度において、本市の公立保育所等での一般型乳児等通園支援事業を実施することは考えておりません。

次に、令和8年度から実施される、この周知方法ということでございますけれども、広報やホームページへの掲載のほか、母子保健事業等において、対象者に対して直接案内を行うなどを考えております。

広報の時期につきましては、まだ不確定な要素も多いことから、国からの通知等を待ち、実施したいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。これ新規の条例ということで、内容確認させていただきました。

続きまして、議案第74号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてということですが、この第1条の虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10第1項各号の内容についてお伺いするとともに、第2条の入園時虐待の防止に関わる認定こども園法第27条の2第1項各号の内容につきまして、その虐待等の内容につきましてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。まず、第1条の虐待に当たる行為を定めている児童福祉法第33条の10の内容ということですが、児童福祉法第33条の10第1項各号についてですけれども、第1号は身体的虐待を規定し、内容としましては、たたく、激しく揺さぶるといったこととなります。第2号は性的虐待を規定し、内容としては、必要のない場面で裸や下着の状態にする、わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影するといったこととなります。第3号はネグレクトを規定し、内容としましては、泣き続ける子どもを長時間放置したり、子どもを別室に閉じ込めたりするといったこととなります。第4号は心理的虐待を規定し、内容としましては、言葉や態度による脅かし、脅迫、子どもの自尊心を傷つける言動といったこととなります。

続いて、第2条の入園時虐待の防止に係る認定こども園法第27条第2第1項各号の内容についてでございますけれども、児童福祉法第33条の10第1項の各号と同様に、第1号においては身体的虐待、第2号においては性的虐待、第3号においてはネグレクト、第4号においては心理的虐待を規定する内容となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうですね。放課後のほうについても虐待というようなことの規定ができたというような形で承知をしました。

続きまして、議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例にさせていただきます。これは令和8年度4月からし尿処理を夷隅環境衛生組合で行う

ため、本市の衛生処理場を廃止する一部改正ということですが、関係業者の説明はどのようにされているのか。また、し尿処理委託に変更する場合の優位性についてお伺いします。

補足させてもらいますが、今回の議案第75号につきましては、し尿処理場の廃止に関わる条例の一部改正の趣旨は、将来の本市のし尿処理業務を見据えた場合、単独での処理の方法と委託契約をした場合の選択肢の中で、本市の市民サービスの向上のために最優先させて検討して協議・検討した結果、令和8年度から、し尿処理業務を夷隅環境衛生組合に委託することによる条例の一部改正というふうに考えます。

このし尿処理業務を分析するときにおいて、通常の歳入歳出の差とは違い、市の歳入でありますと、浄化槽処理手数料とか、し尿処理手数料、歳出につきましては、し尿処理費というのが、歳入歳出になってくるわけなんですけども、そのほかに許可を受けた浄化槽汚泥処理業者による浄化槽汚泥の法定点検、清掃、収集に関わる経費を含めて算出するべきだというような特殊な方法で行うべきだと私は考えています。

人口減少が続く本市としましては、現在の人口を処理する処理施設を単独で更新した建設やランニングコストなどの経費と委託した場合に関わる様々な要素を検討した結果により委託を選択したと考えます。

この選択につきましては、燃えるごみの処理を共同で行う本市の方向性と一致しており、また近隣自治体も同様な考えで共同処理が進んでいることから、委託の方法は私は適正であると考えます。

この委託をスムーズに進めるためには、浄化槽汚泥処理業者に関わる業務や経費について十分な検討及び説明をするべきと考えますが、それを補足しまして質問させていただきます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。一般廃棄物処理許可業者、浄化槽許可業者、こちらへの説明は、資料のほうにも記載がございますが、1月中に説明会を実施し、新しい運用方法等の説明を行う予定であります。

次に、し尿処理委託に変更する場合の優位性についてであります。当市のし尿処理施設は、昭和57年の稼働開始から40年を超えるものを経過しております。老朽化も著しく進行しており、施設の管理運営並びに維持について、勝浦市単独で施設の長寿命化や更新または新たなし尿処理施設の設置について検討を進めておりましたが、年々増加する施設維持に関わる経費、著しい人口減少、また6月議会にて御承認いただきましたごみ処理の広域化と同様に、国の推進する広域化・共同化等を鑑みまして、勝浦市衛生処理場の維持についても広域処理が望ましいとの判断から、夷隅環境衛生組合に委託するということにしました。

環境省の調査では、施設の稼働開始から30年で建て替えもしくは26年で延命工事を行っており、建て替え後、延命化工事を行っても、総運転年数は42年という結果もあります。

勝浦市の衛生処理場は、昭和57年4月からの稼働から既に43年を経過しており、現施設に大規模延命化工事等を実施する状況ではないと判断されます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。

それでは続きまして、衛生処理場の廃止以降の施設の管理についてはどのようにする予定なのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。令和8年4月上旬から6月末にかけて、衛生処理場の廃止に伴います各種届出、衛生処理場封鎖に向けた作業を順次行う予定であります。

主な作業としては、3月31日まで受入れしたし尿の残存汚泥の処理、貯留槽内の最終清掃、施設内の残置物処理などを行い、閉鎖する予定であります。

衛生処理場の跡地利用については、現時点では未定ではありますが、閉鎖から施設解体までの間につきましては、施設並びに定期的なパトロールの実施により管理したいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） そうしましたら、議案第73号 勝浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

通告しました最初の内容1番目については、前段の長田議員の質問と土馬課長の答弁の中で理解いたしましたので、これについては取り下げさせていただきます。

それから、3つほど聞きますけれども、新しい条例の制定、新規条例ということで、これ条文いろいろ読み込みしました。全部で29条から成る条文でございます。非常に努力義務規定あるいはならない規定の多い条文であるということではありますが、読んでいくと、結構抽象的な表現というか、が多くて、全部チェックしたら相当出てきたんですけど、よく国のほうがこの条文、条例を市町村のほうにやったなというふうにも思ったりもしたんですけど、その中で何点かということで、これから3点ほど質問させていただきます。

まず最初に第3条の読み込んでいきますと、最初の第3条の2行目からになりますね。衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員云々とありますが、この素養がありという素養、それからこの適切な訓練、どういったものを想定されて、この条文でされているのか。素養でございますので、非常にどのようにも解釈できる、国のほうがよくこの条例、市町村に命じたなというふうにも思ったんですけど、その内容について、お聞きいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。素養と訓練の内容ということでございますけれども、子どもに対する関わりや遊びなどについて専門的な知識があり、保育士資格を有する者、または千葉県が実施する子育て支援員研修事業実施要綱に定める一時預かり事業または地域型保育の専門研修をしていることということが要件となります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 承知しました。今、課長がお答えいただいたものが素養ということで理解いたしました。

次、2点目、お聞きします。今度は第4条第3項になります。最後のところですね、第4条第3項の最後、これ勧告することができるというふうに条文、書かれております。では、勧告に従わない場合について、その対応についてお聞かせください。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。勧告についてですけども、この規定に

おいては、最低基準を超えて設備、運営を向上させることを目的とした勧告でありますので、また、これに対しての罰則等はありません。事業者が勧告に従わない場合においては、我々としましては、本規定の趣旨を御理解いただき、引き続き勧告を行うという形になります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 普通、想定される中で、勧告して従わない場合はないだろうとは思いますが、さらに勧告を行うということの課長の答弁でございました。

続いて3点目のほうに行きます。今度は第7条になります。第7条の第2項、この2項の最後になりますね。前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。これ、ならない規定の条文になっておりますけれども、この研修、それから訓練、それから定期的にとということで、研修の内容、訓練の内容、それから定期的、どのようなことで、1年に1回なのか、半年に1回なのか、こういったことがこの条文の中で読み取れませんので、それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。第7条第2項に記載しております研修及び訓練ということなんですけども、第7条の規定が安全計画の策定ということになっておりまして、ここで言う研修、訓練というものにつきましては、地震、火災といった避難訓練のほか、心肺蘇生、AEDといった救急対応、また不審者の侵入を想定した訓練、研修となります。

定期的な実施ということでございますけども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準においては、保育所では避難及び消火訓練は少なくとも毎月1回は実施することとされております。ほかの訓練につきましては、明確な基準はありませんけども、有事の際に対応できるよう訓練を実施することになるかと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 承知しました。安全のための訓練、研修ということで、課長から御答弁いただきました。

この条文、条例については、議会の、市のほうから、議案第73号の資料という形で、この条例の目的、趣旨、それから必要性について説明資料もありますので、この条例についての内容については私のほうは理解いたしましたけれども、今回聞かせていただいた内容について、ほかにもありますけれども、これは私、委員会が総務のほうで、これ所管外になりますので、あえて本会議の中で聞かせていただきました。

いずれにしても、この条例について、先ほどの課長からの答弁を聞いて理解をいたしましたので、以上で終わらせていただきます。

○議長（戸坂健一君） 次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） 私のほうでは議案第75号 勝浦市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の中の、このし尿処理の手数料関係についてお伺いをしたいと思います。

まず、今回、このように早くというか、ずっと懸案事項だった部原の処理場、ここが急遽このように来年度から夷隅郡市のほうに委託できるということになった、これは当局の多大な御努力があったなというふうに思います。

その中で、来年度から処理は委託、し尿の処理を委託していく中において、この処理については、浄化槽汚泥と、あとはし尿くみ取りですね、くみ取りのし尿について、2つあるんですけど、これまでやってきた勝浦市の現況の処理場に関しては、市のほうの条例で、その手数料が決まっています。し尿処理については、36リットルごとに360円、リッター10円のくみ取り手数料を頂くと。処理手数料を頂いて処理をしているということになっています。それは便槽の大きさにもいろいろありますし、定期的なものと、あと定期的じゃないものというか、そういうものがありますので、それについてはリッターで設定、決まっています。

勝浦市はそういうリッター10円という話になりますけど、これ夷隅郡市のほうに行きますと、夷隅郡市の今の処理手数料については、勝浦市とは全く方式が違ってまして、人頭割ということになっています。1世帯の場合は幾らというふうな決まりがあって、月に1回、2回の、また決まりも制定されておりますが、ここは大分違うんですが、勝浦市の場合は今回は委託と、処理委託ということですので、それは市のほうで独自に決められる話になりますが。

ただ、1つ懸念されるのは、くみ取り業者のほうで、市内でくみ取って、そしてまた部原までの距離と、市内の中の処理場ですか、これが今度、夷隅郡市のほう行くと、処理場所までの運搬の距離が相当変わってくるので、その辺のことについては、このくみ取り手数料との関係、それについて、まずお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。議員仰せのとおり、夷隅環境衛生組合は、世帯当たりの人数による算出方法となっており、当市のくみ取り量での算出の、手数料に係る算出の考え方が違うことから、手数料の変更はせず、運用していくこととしております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 現在のところは、処理の処理委託になるので、勝浦市は勝浦市の方式でやろうとしていますが、これ運搬に関わる手数料が、手数料というか、費用ですね、業者のほうの、それは変わってくるはずですので、その辺の差異については、これは、あとは市のほうで運搬業者との話し合いをするのかどうか。

それともう一つ、浄化槽汚泥については、現在、市のほうで8業者に浄化槽清掃許可があります。8事業者が許可を持っていますが、その業者についても、これは清掃については、市のほうが清掃費を払うということはないので、業者対住民ということになりますので、その辺については、いすみ市に行くことによって、清掃業の清掃手数料というか、業者が清掃した費用、これが恐らく変わってくるんじゃないかと思いますが、その取扱い、これを住民に対してどのように説明していくのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。まず委託業者のほうの協議でございしますが、この議案等、承認いただきました後に協議をしたいと考えております。

また許可業者、こちらに関しましても、先ほど申しました1月に説明会をやって、その中で状況等をお伺いした中で検討したいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 今の答弁ですと、これから検討したいということですけど、もう既にこれは

検討というか、市のほうの考えは出ていないと、なかなか説明つかないんじゃないかと思いませんけど。業者さんとやり取り、説明会を開いて、やり取りした中でということになると、これ市のほうの予算、恐らくこれ上がったものに対して市が追加して手当てしますよということになれば予算が絡むと思いますが、その辺についてももう一度、これもう考えあると思いますので、もしあれば、なければいいです、あれば、もう一度お聞かせください。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。繰り返しになりますが、説明会での情報収集、そういったものを踏まえた結果ということで考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） いいですか。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 議案第75号、全然、2人の質問の中で私も聞いていたんですけど、私なりにこの、確かに部原のし尿処理場を閉鎖し、夷隅に委託すると。その中で、当然、43年以上過ぎている問題だということは説明受けるんですけど、今までに実際、当然、補修工事、結構かかってきたって、私の記憶の中にあるわけですよ。それを踏まえて、これ80号と絡んできちゃう問題があるんですけど、実際委託に当たって、先ほど前段者も言うように、処理業者または市民のほうは、くみ取り関係、浄化槽、し尿に関しても変わらないと説明、先ほど言われていたのは理解するんですけど、結局、輸送するに当たっての、当然、距離数も、どのぐらいあるかって、往復40キロぐらいになっちゃうのか、50キロになっちゃうのか。そういう問題を踏まえて、運送のほうをどのように処理していくのかね。

それは運送業者に、運搬業者に持たせることは、したときに今までやっていたのと。だから、これ80号のときと、ちょっと変わっちゃうんですけど、それは後からの話にしても、じゃあ聞きたいことは、先ほど閉鎖して巡回して、それをいつ壊して、ある程度見積りというか、マスターの中で考えておかないといけないのかなと思う。

先ほどの中においても、これから説明会をしてからどうのこうのって、何か意味分からない話なんですよ。ある程度こういう方向でこうだから業者にも説明すると。そして部原を閉鎖したときの問題も、いつ閉鎖するのかと。一旦は3月に残っている部分を処理して、その後、その辺のやっぱり感覚がどうなのか。

そして、あそこ何平米、何坪あるのかね、あそこの敷地内。今、部原の消防小屋もあそこ行っちゃったんですけど、道路挟んで昔の国道が裏もあって、新しい国道が表あるんですけど、そこからの道路づきの問題踏まえても、何平米あって、それ本当にいつ、どのようにするか。じゃあ、あのまま残留物を引き上げたところによって、その辺の計画ももう少し持ってもらわないと、また、あれがいつになって、いつ終わっちゃうのかね。

実際、勝浦市にとっては、観光立市としても、やっぱりあそこ入ってきたときに、昔は臭った面もあるんですけど、そういう面からも悪い場所じゃないし、今後の売払いをしていくにしても、ある程度の計画持っていたきたいなと思う話なんですよ。

80号のほうでは、やっぱりいろんな、ちょっと聞きたい点もあるんですけど、前段2人の議員がある程度聞いて理解はするんですけど、私なりの思いからいったら、その閉鎖に関して、また、これをいつ、どのように、それで今、何平米あるのか。ちょっと私も認識不足で申し訳ないんですけど、その辺、お聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。申し訳ありません。今、手元に敷地面積等の資料を持っていませんので、後ほどということにさせていただきたいと思っております。

また、残置物等の処理、整理については、先ほど答弁いたしましたとおり、4月から順次6月ぐらいまでにかけて、順番に応じて処理していきたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） それは分かりましたよ。残留物は説明しているんですから。私も聞き漏らした面もあるかも別にしてもですね。

要は、その後なんです。それをある程度、期間を区切って。もう残留物処理したから、お金がないから、またどうするのか、それに係る経費面もある程度は、今までつくってきたとか、維持してきた経費、先ほどちょっと言ったんですけど、それ80号で聞くのか、どうするのか、問題あるんですけど。経費面と、向こうに行った面、夷隅に持っていった面の話というのは当然、計算しているから、ほぼ同等なのか、少し減るのか、少し増えるのか、そんな程度の話だと私も認識するんですけど、それを残したものを、いつまでにどうするか。その辺、もし考えているものがあれば言っていただきたいなど。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。施設の解体については、議員おっしゃるとおり、地域への影響等ございますので、なるべく早く更地にして、次の利用ができるような考えができればと思っておりますが、現時点で特に決まっておきませんので、なるべく早く処理をしたいという担当としての気持ちでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに、あれ造ったのが43年前って言われたけど、確かにあれを造るに当たっては、部原の台風のときの波よけ堤防との交換で、勝浦市との話の中で進んできたというのは、私小さいながらに覚えているんですけどね。実際あそこに、じゃあ勝浦の中でどこへ持っていくかは別にしても、あそこに持ってきたものは部原にとっては、迷惑施設の話、自分たちの汚泥もあるんですけど、それをやっぱり今度は違う意味で、早く方向性を出してもらえないといけないので、その辺は十分、執行部側も検討して、その方向性を出してもらいたい。

80号のほうでは、また聞くことありますので、何か一緒になっちゃうような話になっちゃうんですけど、1点だけ、この辺、執行部のほうでは課長に聞いてもなかなか出せないのであれば、ある程度期限を切って処理していただきたいなと思うんですけど。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。議員仰せのところは理解するところではあるんですけども、今回のこの部原のし尿処理場につきましては、施設の性質上、廃棄物処理施設ということで従わなければならない法令等もあります。廃止してからも土壌汚染対策法の対策等、我々としても取らなければいけない対策がございます。ただ更地にすればいいというものではなくて、これから次に使っていける状態にするまでにどれぐらい時間がかかるのかというのが今、足元では分かりかねております。

なので、適切な状態にして、我々、あるいは民間に使っていただけるような状態に早期にしていけるように、庁内でも議論してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第73号ないし議案第75号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算、議案第77号 令和7年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第78号 令和7年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第79号 令和7年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第76号、ページが5ページ、庁舎照明機器借上料7,986万と、あと関連であります小学校照明機器借上料6,551万1,000円、この2つを一緒に質問させていただきたいと思います。

まず、この契約の中について、これは債務負担行為ということでございます。通常この債務負担行為を見ますと、令和7年から8年という2年ぐらいのスパンで行っていますが、この照明機器借上料につきましては、財政課長からの説明もございましたけども、LED化をしますよというような説明がございました。しかし、この契約期間が令和7年度から18年度、これも小学校のほうも18年度になっているという長期にわたるこの契約になっていますけど、この内容につきまして、よろしくをお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。ただいまの御質問、庁舎と学校関係になります、の御質問だと認識しておりますが、同様の答弁になろうかと思っておりますので、私のほうで一括して答弁させていただきたいと思っております。

今回の債務負担行為の設定につきましては、2027年、令和9年末までに、蛍光灯や蛍光管の製造及び輸出入が禁止されることに伴いまして、庁舎内の照明のうちLED化が済んでいない箇所、973か所並びに勝浦小学校890か所及び上野小学校286か所の照明についてLED化しようとするものでございます。

賃貸借期間が令和18年までとする理由についてでございますが、日本照明工業会によりますと、LED照明の適正交換時期は8年から10年とされていること、また見積り上のリース金額が高額であるため、1年当たりの支出を平準化して、財政的負担を軽減しようとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） LED化をするということは納得するところではありますが、金額が高額だよというところではありますが、10年も長い、この債務負担行為ということでもありますから、その業者と契約をするというような形になってくると思います。業者を決定するにつきましては、1者決定して、そこに契約をするというような形の債務負担行為というので、10年というのは相当長いものであって、この会社は、この先どうなるかということも、ちょっと不安なところがあるんですけども、そういう場合につきましては仕様書とか、仕様書なんかは、やはりその10年をちゃんと確約するような、そういうような契約というのが本来して、これまでに特にそういうことをしていかなければいけないのかなと思うところがあります。

今、勝浦小学校と上野小学校ということなんですけども、その後も、これは答弁は必要ないかもしれませんが、廃校というか、統合された小学校等につきましても、LED化とか、そういうものが必要なかなって思いますけど、それは置いておいても、長期契約につきまして、そのものについての仕様書のほう等につきまして、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。本件につきましては、入札を予定してございまして、またリース契約期間が令和18年度までと長きにわたることから、入札参加資格業者の選定等に当たっては、事業実績や他の自治体等の導入事例等を参考にしながら、より慎重に行う考えであります。

また、議員仰せのとおり、仕様書等につきましても、他の導入事例等の仕様書等を参考に、慎重に行ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、続きまして21ページ、一般管理費、一般事務経費95万7,000円、これにつきましては、総合案内業務に従事する会計年度任用職員を1月から3月まで雇用するための補正ということでございます。これまでは職員で行っていたというように記憶していますが、1月から今年度の分ということなんですけども、総合案内業務の改善ということだと思います。その内容等につきまして、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今回の補正予算の内容といたしましては、来年1月から総合案内業務を正規職員の配置から会計年度任用職員の配置へ変更するための予算となります。

内容につきましては、会計年度任用職員1名を1月から3月まで、週5日勤務を想定した報酬及び共済費等でございます。

総合案内業務の現状といたしましては、現在4級以下の正規職員を半日交代で配置していますが、2か月に1回のサイクルでの業務とはいえ、半日を総合案内業務に費やしますと、その分、通常業務が滞って時間外勤務につながるというような意見もいただいております。

また、東金市から館山市までの現状を確認しましたところ、正規職員を配置している自治体はございませんでした。会計年度任用職員の配置、または業務委託による配置、あるいは総合案内窓口を廃止している自治体もございました。

さらに、総合案内への対話型生成AIの導入についても検討いたしました。ただし、これに

つきましては、イニシャルコスト、ランニングコストともに、まだまだ安価ではございませんでした。このため、対話型生成AIの導入につきましては、今後も継続して検討していこうとするものの、総合案内業務につきましては今後、会計年度任用職員の任用配置により、市民サービスの提供に努めていこうとするものでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。今の説明ですと、1名の雇用の金額だというような形で話がございました。

総合案内、やはり勝浦市、市の代表というか、その窓口ということであって、やはりそこにつきましては、それ相応の人なのかなと思いますけども、1人の配置ですとっていくというのは、その人につきましても、相当厳しいんじゃないかなと。休暇がないよというような形で考えちゃうんですけども、そういう対応につきましては、どう考えているか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。予算上は1人分の予算でございますが、できれば会計年度任用職員の任用の際に、週2日で勤務できる方、週3日で勤務できる方、その辺も併せて検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） それでは、続きまして、24ページをお願いします。子育て支援事業ということで、今回60万円の補正ということでございます。

これは出産祝い金の増加見込みの補正ということでありまして、決算見込額が520万円ということが書いてございます。この内容につきまして、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。出産祝い金の520万という決算見込みの内訳ですけれども、20万円を給付する第2子の出生が現在まで7名、現在、妊娠届が出ている方で第2子出生に該当する方が4名、合計11名の220万円。40万円を給付する第3子以降の出生が現在まで3名、妊娠届が出ている方で第3子以降の出生に該当する方が3名、計6名で240万円。また、妊婦の方が転入した場合など増加する要因への対応として、第2子分1名、第3子以降分1名の60万円。合計で520万円というふうになっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） そうですね。減額じゃなくて、補正って増額だから、これはいいことかなとということで考えています。ありがとうございます。

続きまして28ページ、有害鳥獣捕獲事業、これにつきましては854万円の増額補正ということであるんですけども、捕獲頭数の増加見込みで、イノシシほか1,290頭の補正ということでございます。

この中で今年度の有害鳥獣の状況、また捕獲頭数の見込み並びに前年度の捕獲頭数の比較について、この頃やっぱり少し増えているんじゃないかというようなちょっと考えがございまして、その実績等につきましてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） 申し上げます。こちらは捕獲頭数の増加によります報償費の増加というところが見込まれますので、そちらの補正というところでございます。

獣種ごとに申し上げます。まずイノシシ、当初予算時で1,000頭、9月末現在で848頭、令和7年度末の捕獲の見込みが1,600頭を見込んでおりますので、その差であります600頭を今回、補正予算の対象とさせていただいております。令和6年度の実績としては883頭でございました。

続いて、シカでございます。当初予算で610頭の捕獲を見込んでおりましたが、9月末現在で284頭、令和7年度末の見込みで800頭を見込んでおりますので、当初予算との差190頭分を今回補正させていただいております。令和6年度の実績といたしましては664頭でございました。

続きまして、サルでございます。当初予算時で155頭を見込んでおりました。9月末現在で58頭、令和7年度末の捕獲の見込みが155頭、こちらは当初予算の頭数と同数程度を見込んでおりますので、今回の補正予算の対象とはしておりません。令和6年度実績で申し上げますと103頭でございます。

続いて、キョン。当初予算時2,800頭を見込んでおりました。9月末現在で1,127頭、令和7年度末の捕獲の見込みが3,200頭を見込んでおりますので、その差であります400頭を今回、補正の対象とさせていただいております。令和6年度実績で2,209頭の捕獲でございます。

続いて、小型獣。こちらは当初予算時で600頭、9月末現在で341頭でございます。令和7年度末現在で令和7年度末の捕獲の見込みが700頭、その差であります100頭を今回、補正予算の対象とさせていただきました。令和6年度実績で申し上げますと643頭でございます。

続いて、鳥類。当初予算時50羽を予定しておりました。9月末現在で23羽、令和7年度末捕獲見込みが50羽でございますので、当初予算との差が見込まれないことから、今回の補正対象からは外しております。令和6年度実績で47羽というところでございました。

以上によりまして、当初予算の策定時の見込頭数と比べまして、イノシシ600頭、シカ190頭、キョン400頭、小型獣100頭の計1,290頭分の捕獲頭数の増加が見込まれるというところでございまして、この増加分につきまして、12月補正予算により対応させていただこうとするものでございます。

最後に、令和6年度と7年度末の見込みの増減というところで、最後まとめて申し上げます。イノシシで申し上げますと、令和6年度883頭、7年度末の見込みが1,600頭でございますので、年度間の比較で申し上げますと717頭の増、シカで申し上げますと、令和6年度実績が664頭、7年度末で800頭を見込んでおりますので、136頭の増、サルのほうが、令和6年度実績で103頭、令和7年度末で155頭を見込んでおりますので、52頭の増、キョンのほうが2,209頭で、7年度末が3,200頭でございますので、991頭の増、小型獣が、令和6年度実績で643頭、令和7年度末の見込みが700頭でございますので、57頭の増、鳥類のほうが、令和6年度実績で47羽、令和7年度末の捕獲の見込みが50羽ですので、3羽の増、合計いたしますと、令和6年度の頭数の実績が4,549頭、令和7年度末が6,505頭を見込んでおりますので、その差が1,956頭の増というところを見込んでおります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 詳細な説明ありがとうございました。

この状況なんですけれども、先ほど出産のほうにつきましては増えることはいいことだというように私は考えているんですけれども、今回、今の説明ですと1,956、これが今回、令和7年度に増えていますよと。増えていますということは、いいことなのか悪いことなのか。有害鳥獣が減っているのか増えているのかというようなところの判断というのは、捕ることはいいんです

けども、それが増えているということは、まだまだ、まだまだ足りないよと。去年よりも増えていますよということが今回の補正でなっていると思うんですけど、これは課長、どういうふうな形で考えているか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、増えたり減ったりということが年ごとに変わっているというのが数年続いているということが実情です。去年がその前と比べて少なかったことから、今年はある程度増えるのではないかというのは、担当の間では予測していたところでございますけれども、実際に増えてしまったというところでございます。

その捕獲につきましては、猟友会の方々も含めまして協力いただいて、今、全市内のほうで行っているところでございますが、今後もそれについては皆さんの協力いただきながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） 分かりました。そうなりますと、結局的には頭数がどうだこうだということよりも、農作物、また災害がない、災害って、被害がないということが第1目標だということで、今後ともひとつよろしく願います。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、久我恵子議員。

○8番（久我恵子君） それでは、私のほうから、補正予算のほうの議案第76号、ページは28ページ、農林水産業の水産業振興費のほうからお聞きいたします。

外来船誘致対策事業として42万9,000円が計上されております。これは本市漁港への外来船誘致を目的とした外来船の船員への入湯券の補助に要する経費の補正、報償費・外来漁船誘致奨励費として42万9,000円が計上されております。この中に入湯券300枚掛ける1,430円とございます。この入湯券300枚、この300枚の説明、月にどのくらいの方が利用しているのか、そういう説明をお願いいたします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。今回補正のほうで提出させていただきました外来漁船誘致対策事業につきましては、今、議員のほうから御説明いただきましたとおり、入浴券の補助に対するものというところでございます。本市では、外来漁船が入港した際に、船員の方の体を癒やし、リラックスした時間を過ごしていただくために、以前から入浴券のほうを外来漁船の船員の方々に対しまして、勝浦漁業協同組合を通じて配付していたところでございます。

これまで利用していた入浴施設のほうを令和6年度をもって廃業ということになりましたので、令和7年度から新たな入浴施設として、三日月シーパークホテル勝浦のほうと契約をさせていただきまして、アクアパレスの入浴施設を利用しているというところでございます。

本年度の利用状況を見ますと、入浴券の配付場所を増やしたということもございまして、多い月で40人を超える利用がありまして、7年度末までにおいて300人程度の利用が見込まれるところでございます。

当初予算によりまして僅かながら措置している分はございますが、その分を考慮しても300人程度の不足が生じるというところが見込まれますので、今回、補正予算として措置していただくというところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） 説明ありがとうございます。この300枚の説明、よく分かりました。

入港している漁船の数というのは以前に比べたら、もしかしたら少なくなっているのかもしれないですが、以前は恐らく町なかに2軒ほどの入浴施設があつて、そちらのほうで恐らくももっとも多くの枚数が出ていたことと思います。それに対しては両方がなくなってしまったと。そして三日月シーパークホテルさんのほうがこれを受けてくださったことに大変感謝いたしておりますし、これ執行部のほうの皆様、掛け合っていたいただいて、これが実現したことに大変感謝をいたしております。

それで、この入浴券のこの1,430円なんですけど、以前の銭湯行っていたときの金額を考えれば、恐らく1,000円以上高くなっているのではないかと思います。これは恐らくアクアパレスの入浴券と同じ金額、要は船の方が入るのも、一般のお客様も、同じ金額であると考えておりますが、それでよろしいかどうかの確認をお願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。令和6年度まで契約しておりました入浴施設につきましては、利用料金が1人当たり410円というところでしたが、令和7年度から契約いたしました三日月シーパークホテル勝浦につきましては、1人当たり1,430円となっております。

この1,430円の内訳につきましては、入浴料が1,100円、貸出しタオル分が330円と、こちら合わせたものとなります。

単純な料金の比較でございますけれども、そうしますと410円から1,000円以上の増額ということになります。その施設ですとかロケーション等含めて総合的に考えますと、やむを得ない料金価格の差かなというふうに考えております。

また、土日祝祭日における割増し料金もなく、常に平日料金であります1,100円での対応ということになっておりまして、その点については施設側からも御配慮いただいているものというふうに考えております。

なお、これまで入浴施設に関する要望ですとか苦情は、利用されている船員の方、施設側のどちらからも来ていないというところから、うまく回っているものと認識しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。久我議員。

○8番（久我恵子君） ありがとうございます。1,430円、以前から比べれば1,000円以上値上げになってはいますが、利用しやすい、そしてロケーションその他、施設としては非常に優秀な施設でございますから、久しぶりに陸に上がってきた船員の方たちも大変満足しているというふうに、今お聞きして安心いたしました。

それでは、この入浴可能時間についてお聞きしたいんですが、恐らく一般の宿泊のお客様と、この船の方、こちらの方の入浴時間、こちらは同じなのか、それとも船の方はもっと短いのか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。こちらは宿泊の方とは当然、時間のほうは変わってしましまして、日帰りのほうの時間に合わせているものと思われまして、10時から18時、最終の受付が17時となっておりますので、夕方の5時までには入っていただかないといけないとい

う時間設定になっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの寺尾議員の質疑の中で答弁保留がございましたので、これについて答弁を求めます。
渡辺生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。先ほど寺尾議員の御質問に対しまして保留させていただきました部原衛生処理場の敷地面積でございますが、3,674.27平方メートルです。
以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） では、議案第76号 令和7年度勝浦市一般会計補正予算でございますけれども、債務負担行為、5ページから7ページの中で3点ほど、まずお聞きした後に、28ページ、5款農林水産業費と29ページ、6款商工費から、それぞれ1つずつ質問いたします。

最初に5ページの第3表、債務負担行為、それから、これ内容が一緒ですので、一緒に聞きます。7ページの第3表、債務負担行為。これ、いずれも地域おこし協力隊のものでございます。

5ページのほうに関しましては、移住・定住促進業務委託550万円、7ページのものについては、観光地域づくり推進業務委託1,100万円ということになっておりまして、同じ地域おこし協力隊でございますが、観光のほうは、これ多分、2名分になる、2人分の予算になっているものだと思います。

いずれについても、この地域おこし協力隊の業務委託の内容について、これは移住・定住なので企画課のほうの所管、観光については観光商工課のほうの所管になるかと思いますが、両課長のほうから、この隊員に市が求める業務内容、それから年度替わった4月以降、この募集開始から募集の期間、また選考、また業務の開始時間について、それぞれ御答弁いただければと思います。まずは、これで。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。私のほうからは、5ページ、地域おこし協力隊移住・定住促進業務委託550万円の債務負担行為についてお答えします。

市が地域おこし協力隊に求める、その業務としましては、移住・定住促進業務となっておりますけれども、具体的には空き家対策事業でございます。空き家に関する相談窓口業務、空き家の現況調査、あるいは空き家の掘り起こしや整理、空き家を活用した移住施策の企画立案、実施などを想定しております。

また、スケジュールにおきましては、債務負担行為とさせていただいたのは、業務の開始を令和8年4月から業務を開始していただきたいという希望がありまして、募集に関する事務につきましては、この予算が議決された後にすぐに手続を取って、4月に隊員としての業務ができるようなスケジュールを組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。私のほうからは7ページの観光地域づくり推進業務の地域おこし協力隊の債務負担行為でございます。

現在考えております活動内容につきましては、各種イベント、観光ツアー等の観光誘客促進に係る企画立案及び運営、観光情報の収集、発掘と発信、観光PR活動、勝浦市のブランド力向上のための活動等ございまして、これらの活動を中心といたしまして、隊員と市と両者で協議の上で、適性を見極めながら決めていきたいというふうを考えております。

またスケジュールにつきましては、先ほど企画課長が申し上げたとおり、この補正予算、議決されました後に速やかに募集要項を公開いたしまして、募集を開始いたします。その後、募集期間を設けて、年度内、来年の1月下旬から2月上旬に選考と採用者を決定しまして、業務開始時期は来年4月を目指しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 今回、債務負担行為にした理由について、4月からすぐという両課長の意気込みが、ここの今回の補正予算に表れているなというふうに評価したいと思います。

まず移住・定住のほうでございますけれども、今年の10月に1名、隊員が任期満了で終了したかと思えます。新しい移住・定住に関する隊員が新しく赴任といたしますかね、活動を始めているはずですか。はずですかというか、しています。私聞いている限りでは、一応、私もお会いしていますので、お話ししますけど。

一方で、この空き家関係で行われていた隊員が、まだ任期途中であるかと思えますが、これは市民の方とかも知っている方も多いので、ここの議会で言いますけど、ちょっと連絡取れなくなって、いなくなったというようなことも伺っています。こういったこともあるということなので、今回、空き家の関係にというふうになっているのかと思えます。

これまでの、これ観光のほうもそうなんですけど、募集期間を定めて、ほかの、今年度もそうです、昨年度もあったと思えますけれども、地域おこし協力隊を募集して、申込みがない業務内容というか、任務によっては、ない場合もあります。その場合は、募集期間を区切らないで、申込みあるまで募集してもいいのかなというふうにも思ったりもします。

一方で、この隊員の、やっぱり人柄であったり、いろいろな部分で、選考するのにもヒットしない場合も当然あるかと思えます。ヒットするという言い方、失礼ですけども。そういったこともあるので、募集したから、これで来てすぐ埋まるということもないかと思えますので、この辺は行く行く選考のほうも、この人というものがあつたときには採用していただきたいということを思います。

観光については2名ということでございました。1名はイベント等の企画とか、そういったこと、1名は広報、PR。課長のほうからブランド力という言葉ありましたけど、やっぱり市のブランディング、必要だと思います。

この後、一般会計の補正、この商工費のほうでも聞きたいと思えますけれども、これだけメディアに露出されるようになったこと、一方で、もっとシティプロモーションを強化していくという意味で、今回の隊員さんが来ていただいて、さらに、テレビとか既存メディアに出るだけではなくて、新しいメディア、いわゆるSNSだとか、YouTubeだとか、TikTokだとか、そういったものにまで手をつなげて、それを定期的に発信できるようなもの、もっと言えば、勝浦市の公式のチャンネルをつくってもらおうとか、そういったことまで考えてやっていただければ

いいなということをご想定しておりますが、いずれにしても今回2名の採用ということでございますので、ぜひ、いい人を採用していただくようお願いしたいというふうに思います。

続いて、同じ債務負担行為、今度、6ページになります。これはボランティア清掃廃棄物収集運搬業務委託料183万5,000円でございます。これはボランティアで清掃されている団体が、市内にもあるかと思えます。この人の収集運搬業務のための債務負担行為設定になっているわけではありますけれども、通告してありますとおり、ボランティアで清掃されている団体、これは市が把握している、収集する、御連絡をいただいてやっている団体だと思えますが、こういった団体が何団体あって、その清掃回数が、こういった状況なのか。月に1回なのか、週に1回なのか、あるいはまた、その団体ごとによって定期的にやっていないものもあるかと思えますが、それと、あとは回収したごみの量、回収量というのはどの程度のものなのか、これについてお答えいただきたいと思えます。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。令和7年度については実施中でございますので、6年度の実績ということでお答えいたします。

清掃されている団体、行政区、あと地域の民間のボランティア団体も含めて、35団体でございます。そのうち民間のボランティア団体は3団体、清掃回数については6年度で延べ171回、ごみの収集量、これに関しましては、重さではなく配付している袋の数で把握しておりますのでございますが、総数で8,829袋で回収しております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 今の数字聞いて35団体で、袋の枚数8,829、これ多分、もっとこれ勝浦市民の人に教えたらどうですかね。こんなに市民の行政区含め、民間の団体という言い方、言いましたけれども、B地区にやっている団体、僕、多分そこ含まれているんだと思えますけども、部原海岸、マリブとか。

我々、10年ほど前に国際武道大学の学生さんから、まるごみという、これbayfmのDJが始めたまるごみ運動があって、学生が話持ってきて、一緒にやってくださいとあって、ちょっと1年2年やっていたんですけど、その学生が卒業しちゃったら、その団体、その活動なくなっちゃったんですけど。こういったことで、市民の方がこれだけ自分たちの町のために、市のために、ごみを拾ってやっているということは、すごい素晴らしいことだと思いますので、ぜひこういったことを市長のコラムでも、広報のコラムでお話ししていただきたいなというふうには思いました。

承知しましたので。

あと、私個人的に言いますと、これ、ごみではないんですが、今、都市建設課でやっている市道の里親制度で、私、自分の住んでいるところに大体100メートル区間、私、草刈りしています。これは市道沿いの草刈りしているもので、刈ってまとめておくと、それは清掃センターではなくて都市建設課のほうで収集していただいているんですけども、こういったごみではないんですが、そういった道路景観とかでやっている清掃作業とか、そういったものにも、ほかにも、ほかの団体、行政区でもあるかと思えますので、そういったものを含めると、我々自分たちが住んでいるまちを自分たちは市民の意識がまだ高いんだなというふうに私は思いました。ということで、質問はもうしません。

続いて28ページ、5款農林水産業費、2項水産業費、2目水産振興業費の外来漁船誘致対策事業42万9,000円でございます。これは前段の久我議員のほうで入湯券の件、質問されましたけれども、私のほうはちょっと視点を変えまして、この外来漁船の誘致実績。先ほど課長のほうから入湯、その人数とか、そういったことの御答弁ありましたけれども、これが外来漁船が増えれば増えるほど、これを利用する方も増えるということになるかと思っておりますので、これまでの今年度を含めて過去3年分の外来漁船の誘致実績及び外来漁船の魚別の水揚げ量、これについてお示しいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。まず、外来漁船の入港状況からお答えいたします。こちらは勝浦漁港におけますカツオ一本釣り漁船とマグロはえ縄漁船、まき網漁船について、延べ隻数で申し上げたいと思います。

まず令和4年度、カツオ一本釣り漁船1,123隻、マグロはえ縄漁船45隻、まき網漁船68隻、合計で1,236隻でございました。令和5年度、カツオ一本釣り漁船758隻、マグロはえ縄漁船43隻、まき網漁船62隻、合計が863隻でございました。令和6年度、カツオ一本釣り漁船620隻、マグロはえ縄漁船62隻、まき網漁船29隻、合計711隻でございました。令和7年度、こちらは11月25日時点というところでございますが、カツオ一本釣り漁船1,190隻、マグロはえ縄漁船17隻、まき網漁船48隻、合計1,255隻となっております。

続いて、魚種別の水揚げについて申し上げます。勝浦漁港におけますカツオ、マグロ類、カジキ類について申し上げます。令和4年度、カツオ8,914トン、マグロ類5,875トン、カジキ類40トン、令和5年度、カツオ8,865トン、マグロ類4,872トン、カジキ類34トン、令和6年度、カツオ5,307トン、マグロ類2,274トン、カジキ類44トン、令和7年度、こちらにつきましては11月30日時点となります。カツオ6,678トン、マグロ類4,878トン、カジキ類11トン。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありますか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 課長から御答弁いただきました。過去3年分ということですけど、カツオの隻数がやはり多くて、多い年で1,100隻を超して、令和4年度が1,100隻を超していると。5年度が758隻、6年度620隻と落ち込んだ中で今年度、既に1,190隻ということでありませう。

これは後で、この後ちょっと聞くことにも関係してきますけれども、一方でマグロとか、まき網については、大体隻数が、年を通して平均的な数値が出ているかなというふうに思います。このことについて、どうでしょう、カツオ船の隻数が多い年と少ない年、これの要因についてはあるかと。いろいろ今年、今年というか、過去にも黒潮の大蛇行というんですかね、そういうのもあったりだとか、いろいろ要因があるかと思っておりますが、これについての、どのように分析というか、されているか。

併せて、今年は1,190隻、既に来て、カツオの水揚げ量については6,678トンですかね、ということではございますが、これについて、報道では既にYahoo!ニュースに出たという話も聞いておりますけれども、生鮮カツオの水揚げ量については、勝浦が二十年ぶりですか、日本一になるという報道も出ておりますので、それも含めて、カツオの多い少ないときの要因とか、それについて御答弁いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。カツオの隻数の多少の要因というところでございますが、こちらにつきましては、大きな要因としては、まず漁場自体の近い遠いというところが挙げられます。昨年度、少ないんですけれども、昨年度は千葉県近海での漁場が非常に少なく、カツオの水揚げという形で勝浦の港がにぎわったのが、私の記憶ですと10日間ほどしかございませんでした。今年は近場に、近海に漁場がありまして、極端な例では、勝浦の陸から双眼鏡で見ると漁しているのが見えるというぐらい近い日もあったというふうに聞いているところでございます。そのため、カツオ船のほうは勝浦港のほうに入港する機会が増えたというところでございます。

ただ、もちろん、これは改めて言うところでもないのですが、こういう形で入港して水揚げをしてくれるように、外来漁船誘致をはじめとしまして、水産業者、水産業関係者の方々の日々の努力が実っているという部分が陰で支えているというところもございまして、そちらについても御理解いただければと思います。

あと、生鮮カツオの水揚げ量日本一ということでございますが、こちら恐らく日本一になると思います。こちらは年換算になりますので、先ほど申し述べた数字よりちょっと増えまして、恐らく7,060トンというところで、日本一というところで報道されているのではないかと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 今、農林水産課長のほうから要因についてお話しした最後に、やっぱり外来船誘致をしてきたと。そのことがあって今ということは答弁されました。市長もカツオ船、一番船が入るときには、夜中ですよ、行きますし、当然、高知、宮崎だということにも伺って、勝浦に来てくださいじゃないですけど、やっている。これはずっともう、ずっと続いていることがあってということだと思います。

カツオといえば気仙沼、そして勝浦ってなっていましたけれども、今年に28年ぶり、28年ぶりですか、カツオが生鮮が日本一になるということでもあります。これは日本一というのが勝浦につくのが何かあるかって考えたときに、すぐに思い浮かばないわけでありまして。

日本3大という朝市がありますけれども、日本一。過去には勝浦中学校の剣道部の岩切選手が日本一になりましたけれども、なかなか日本一というものが勝浦で思いつかない中で、カツオの水揚げ日本一となりました。

今、市役所、皆さん気づかれるかと思いますが、庁舎、ロータリーのところに、デフリンピックで出場された勝浦市、国際武道大学の卒業生、それから生徒の横断幕が市のほうで掲げてあります。ぜひ日本一、カツオ、勝浦、こういったものの横断幕なり何なりをですね。勝浦市民が知らないことが、まずあってはいけないと思いますし、そういったことも含めて、やっていただきたいというふうに思いますが、これは課長ではなくて、市長なり副市長なりに御答弁いただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。照川市長。

○市長（照川由美子君） お答えをします。黒潮の大蛇行が元に戻りつつある中、この近場でカツオが捕れますこと、本当によかったというふうに思っております。この外来船の誘致、これは私は市長になってから、本当にこういう仕組み、そしてたゆみない努力があったればこそこのカツオ、勝浦ということになってきたんだなというふうに思います。マグロ、カジキ、これら

全てですが。

本年度は高知県というところで大変こちらの水揚げが大量にあったというところで、来年1月は、私は高知県のほうに、もう1回行って、皆さんに、ぜひまたこれを続けてほしいということで、玄関等で賞状を読んで、次もお願いしますということで、1軒ずつ回ってまいります。

日本一というところでは、デフリンピックも大変、ちょっと対応遅くなったんですが、期日に間に合う形で掲示ができました。カツオも日本一というところでは、皆さんにお知らせ、しっかりできるように努力していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 最後、29ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費の地域プロジェクトマネージャー活用事業36万円についてお聞きいたします。

この内容については了解しているわけでございますけれども、あえて過去2年間、それから今年度の、このロケ実績を聞かせていただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。岩瀬観光商工課長。

○観光商工課長（岩瀬由美子君） お答えいたします。ロケーションサービスの実績で申し上げます。

令和5年度、現地を案内した件数も含めまして問合せ件数は212件、そのうち実施までこぎ着けたのが105件、成約率は49.5%でございました。令和6年度、問合せ件数250件、そのうちの実施件数136件、成約率は54.4%です。令和7年度、11月15日までの実績ですが、問合せ件数171件、そのうち実施件数74件、成約率は43.3%となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） これ過去3年聞きましたけど、成約率がほぼ、昨年に至っては54%を超えていると。ほか聞く限り、成約率、大体2割程度ですよ。10件問合せがあって、ロケハンして、実際ロケまでこぎ着けるの大体2割、2件とか3件。勝浦市においては半分ロケしている。去年が136件のロケを実施していると。3日に1回ほどどこかでロケをやっていると。

いきなりロケということはありませんので、必ずその前にロケハンがあります。3日に1回ロケハンやって、ロケハンですぐロケってありませんので、ロケハンやると今度、監督やメインスタッフが来てのメインロケハンがやります。そうすると3日に1回、メインロケハンをやっていると。どこかでロケか、ロケハンか、メインロケハンか、ロケをしているというのが勝浦市の状況であります。

こういった内容についても、以前、広報でも、今やってくれている倉橋さんのコラム的な話もあったりしますが、こういったことをもっと市民にも周知していただきたいなというふうに思います。

併せて、これ強引にこじつけて加藤副市長に質問しますが、加藤副市長が統括官時代に1回、鶴原のロケに見に来てくれたんですよ。当時、青山さんと2人で。勝浦のロケ、どうなっているのか、現場見たいといって来てくれて、あの頃、まだ暑かったですよね。2人、アイス食べて、ロケやっているところ見ましたけれども。こういった勝浦市、実績出ています。

私、平成16年3月議会でフィルムコミッションの創立の質問しました。今から22年前になります。10年後の平成26年に勝浦ロケーションサービスというのができて、それから12年たって、今これだけのものになっています。多分これ日本一だと思いますよ。フィルムコミッション業務やっている団体としては、これ数値だけで見れば。

これは当然、経済的な効果もあります。併せて広告換算費で換算した場合に何十億、場合によって100億以上の広告費で換算されるものだと思います。こういったものを、やはり市のほうとしても、どう評価されているか、これについてお答えいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。加藤副市長。

○副市長（加藤正倫君） お答え申し上げます。この地域プロジェクトマネージャー、倉橋さんですか、の活動においてロケを多数受けられている現状については、大変ありがたい思いであります。また、私も東京での会合等行きますと、テレビを見られた別の自治体の首長さんとか副首長さんから、勝浦市はいいねというふうなお言葉、多数いただくことがあります。特に首都圏では放送されているテレビを目にされている方も非常に多いのかなというところで、効果的なプロモーションになっていると思います。

今は勝浦に興味を持っていただいて、待っていてでも来るような状況ですけれども、我々としても、これからお伝えしていきたい情報というのを市としても、市全体で、観光協会さん等とも話し合いながら、勝浦はこういうことだよというブランディングをして、全国にどういうものを発信すればいいのか、そういうことも話し合いながら、今、本当に興味を持っていただいているうちが花なのかなというふうに思っていますので、今も朝市とか、涼しいとか、ちょっと固定化されてきている部分もありますから、新味のあるものを継続的に発信できるように市としても検討していきたいと思っておりますし、私も離任しますけれども、何か機会があれば、ロケをまた見学させていただければと思っておりますので。以上でございます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

次に、鈴木克巳議員。

○6番（鈴木克巳君） それでは、議案第76号 一般会計補正予算について、通告したのは4点ありますが、前段者とかぶっている部分ありますので、その辺を考慮しながら質問させていただきます。

まず1点目としては、ページ23ページ、社会福祉費、自立支援給付事業6,875万8,000円の追加補正です。この自立支援給付事業、これについては、障害をお持ちの方が地域で生活を行うために適性に応じて一定の訓練を提供するサービスということに定義されていますが、勝浦で今回補正する内容は、扶助費として介護給付費と訓練等給付費、2つに分かれておりますが、まず1点目としては、この決算見込みというふうな形になっておりますので、その決算見込みになる内容、増額になる要因、それと増額に対する対象とする内容について、まずお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。この自立支援給付事業につきましては、障害福祉サービスに係る事業でございます。障害福祉サービスに係る費用は、それぞれのサービス事業ごとに障害者の自己負担分を除いた額が、千葉県国民健康保険団体連合会から毎月請求がございます。4月からの実績と11月以降の見込みを試算した合計で不足が生じる額を計上いたしました。

介護給付では生活介護で、内容は常時介護支援が必要な障害者が施設に通所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行う者に給付する、また施設入所支援では、施設において日常生活全般における支援と夜間における入浴、排せつ、食事等の介護を行う者に給付する、また訓練等給付

では、いわゆる障害者グループホームで食事等、日常生活上の援助が必要な方が集団で生活をする共同生活援助、そのほか企業等に就労することが困難な方が契約、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供や就労に必要な知識の習得、訓練等を行うものである就労継続支援A型及び就労移行支援事業等を利用して一般企業等の雇用に結びつかない方に契約、雇用契約に基づかない生産活動の機会を提供するものである就労継続支援B型、これらそれぞれの事業予算が不足を生じるものと見込みました。

この要因、増額する要因なんですけれども、いずれの事業も当初予算で見込んでいたものより利用者数の増、利用回数、利用日数の増及び令和6年度に国によって措置された施設の福祉・介護職員の処遇改善加算等の引上げによるサービス費への上乘せと申しますか、ポイント加算によってサービス費が増加することによる扶助費の支出増によるものであるということによって要求させていただきました。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 大体、今の説明で、非常に難しい内容なのですが、一応理解はいたしました。

それで、今回、当初予算との乖離というか、当初予算に比較して相当額が11月以降、増額しなきゃいけないというふうな実態になっているということですが、特にこの訓練等給付費のA型、B型に分かれています、これらがやっぱり増、実態として今どのくらいの方がいるのか。A型、B型、これが人数的に分かれれば、お聞きをしたいと思います。

そしてさらに、その方たちに対しては具体的にはどのような、お金、当然でしょうけど、支援がされているのか、併せてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。初めに就労継続支援A型でございますが、当初で見込んでいた人数は2名でしたが、補正後というか、現在は3名の1名増でございます。

一例で申し上げますと、この方、この方というか、50代男性で、10月、1か月間の請求額が69万9,000円でありました。ですので、1名増になったことにより、約69万9,000円の12倍が必要になるということでございます。

それから、就労継続支援B型につきましては、当初では34名を見込んでおりましたが、現在のところ42名がサービスを利用しています、8名の増でございます。

これは一例で申し上げますと、20代男性で1か月間の請求額が20万5,000円となります。

また、どういう活動をされているのかという御質問ですが、A型のほうにつきましては、会社と就労の契約を結びまして、そこで勤務されるということになります。ただし、就労の場がなかなかありませんので、近年では、在宅による就労、遠方にある本社から仕事を送ってもらって、家で勤務するというものも行っております。

また、B型につきましては、雇用契約結んでおりませんので、軽作業ですか、そういうものに取り組んでいただいております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） じゃ、今の件については、一応内容をお聞きしたので、これで終わりにします。

次に、24ページの子育て支援事業については、前段者からの話もありましたので、私として

は、今、子育て支援を強化している中において、今回1名、1名ですかね、増加するということが、年度末までに、さらに転入者等も含めてのことも先ほどお話しされていましたが、現段階では、これ母子手帳が出ている数というか、妊娠・出産を予定している数で、もう確定しているのかどうか、その点だけお聞きします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。土馬こども未来応援課長。

○こども未来応援課長（土馬健太郎君） お答えいたします。今回の60万円の予算については、今までの実績と今度の見込みで見たときに、予算ぴったりの460万円になることから、急な要因としますと、急なというか、妊婦の方の転入というのが増加の主な要因になります。そういったものに対応するために、今回、第2子分1名と第3子以降分1名ということで60万円を要求させていただきました。

今のところ、この現在の中で、例えば今年度中に転入するというようなお話は出ておりませんが、そういった方が来た場合に対応するための予算要求となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 分かりました。さらにこれが補正できるような体制になっていけると、そしてまた新年度予算では、今年度より増額させるような体制が取れていくと非常にいいのかなというふうに思いました。

次に25ページ、生活保護費の1,600万円の補正です。通告した内容について、まず1点目お聞きしますが、現在の医療扶助を受給している方の具体的内容というか、医療の内容ではなくて、その受給者数、そして通院や入院等の内容が分かれば、お聞きいたします。

今回は、その中でもこれは今回、生活保護費の医療扶助についての補正ですが、その他の扶助、生活保護に対しては扶助だけでも8項目ございます。その中の医療扶助ということですが、その他については補正する必要がないのか、十分なのか、それも併せてお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。10月末現在の生活保護受給者は126世帯140人です。このうち入院している方が21人、外来通院、歯科・調剤で119人で、合計124の方が医療扶助を受給しています。

今年度の医療扶助額は、6月の医療費が2,100万円を1か月で超える額であり、平均月額が約1,600万円となっております。入院している方は、頭部手術に伴うリハビリのため、そのほか、がん治療などで長期にわたる方がいらっしゃいます。また通院加療している方は、人工透析、心臓病、糖尿病などで、生活保護受給者の高齢化による増加と、あるいは若年者であっても、精神疾患のため通院するなど、医療費は増加しています。また先月は、肝炎治療のために高額な薬剤の処方を受けた方がいらっしゃいます。こういうことから調剤費用も増加しております。

また、その他の扶助の増額はないのかという御質問でございますが、現在のところ、生活扶助、住宅扶助、教育扶助等については、当初予算編成に見込んだ世帯数、保護受給者数に大きな乖離はないことから、現在のところ、予算の範囲内で対応できると見込んでおります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 保護世帯が126世帯ということで今お話ありましたが、その中に、やっぱり高齢化に伴って、こういう医療を受けなければならないような保護世帯が多くなってくるんだ

とは思いますが、この126世帯、この保護世帯が、推移についても、通告はしていませんけど、もし分かれば、ここ二、三年の世帯数の変更等についてお伺いしたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡邊福祉課長。

○福祉課長（渡邊弘則君） お答えいたします。生活保護受給世帯です。令和4年度、124世帯、令和5年度、124世帯、令和6年度、126世帯となっております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 世帯数は変更はあまりないということですけど、これはまた委員会のほうで、内容について、またお伺いすることがありますので、今回はこれで終わりにします。

最後に28ページ、農業費の有害鳥獣、これは昨日の一般質問のほうでも有害鳥獣について質問をさせていただきました。とにかくこの有害鳥獣、農作物の有害鳥獣ということですが、これはもっと、前から言っているように、範囲を広げる必要もあるのかなということを前提として、サルの増加。前段者がこのことについて聞いていますので、有害鳥獣、その中で私はサルの増加が、今回サルについては補正はないと。実績としては今155頭ということで、そうですね、当初予算の中でできるということですけど、実は今年、今までサルが全く出ていなくて、農作物の被害もなかったところに突如として50、60頭の群れが、8月、9月ですね、来まして、畑を全滅。ハウスの中の、これも商売しているハウスの中に入って、ほぼ全滅的にやられたというのが、実は南山田・星山が、私の住んでいる地区の全般です。近隣では法花とか、貝掛とか、大森とか、そこは以前から出没しているので、皆さん、対策するよりも諦めが多いんですけど、初めて来たところの人たちは、みんなびっくりして、何でこんなにサルがいるんだ、増えているんじゃないかということがありました。

私の個人の話してもあれだけど、畑全滅になっちゃいまして、一時期、数えたら60頭ぐらいの親子でいました。そこで猟友会に頼んで、おりを仕掛けてもらったら、2日後におりに入りまして、1頭だけ駆除をさせてもらいましたが、サル1頭駆除しても、群れできていますので、これはどうしようもないと。

今回、勝浦市では増えていないという、頭数はそうなんですけど、これはほとんどが猟銃によるものだと思います。ですから、この辺については今後、やっぱりサルは以前から勝浦は生息地でありますけど、近隣の大多喜町あたりではサルの群れを、一群れを捕獲する対策を打っているようですので、それについては、農林課に聞いたら、一応研究していますということでしたので、この辺について今後、そのサルの群れをどのように対応するのかだけ、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えいたします。サルの群れにつきましては、目撃情報の増加というところは農林水産課のほうにも情報いただいているところでございます。サルの群れにつきましては、群れを管理するということで準備を進めておりまして、そのための捕獲も有害

鳥獣と併せて今進めているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） サルに対しても、農林課のほうで、市のほうで対応していくということですが、サルについては、シカやキョンやイノシシと違って、周りを囲っても、これは全然効果なくて、やっぱり全部囲わないと、サルに対して効果ないんですけど、その今進めている対策というのはどのようなものか、もうちょっと具体的に分かれば、お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えいたします。近隣では大多喜町が進めているものとほぼ同じと思っていただいて結構なんですけど、サルを一旦捕まえまして、GPSの発信機をつけて、再度放ちます。そうすると群れに戻りますので、その群れの動きをつかんだ上で、一番効果的なところに大型おりを設置して、群れをなるべくたくさん捕まえるというところで管理というふうに我々認識しているところでございます。

今まで設置しているような小型のわなではなくて、大きなわなを設置させていただいて、群れの大半を捕まえることで大幅な減少を図るところを計画しているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○6番（鈴木克巳君） 分かりました。そうすると、今回は補正予算で上がっていませんけど、新年度予算で、その大型の群れと、大型のおりとか、その対応については当然、新年度予算のほうで考えていただいているものと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） 私のほうからは2点ほど伺わせていただきます。

まず1点目ですけど、ページで6ページ、7ページの債務負担行為補正の関係ですけれども、まず1点目、一般廃棄物焼却灰等運搬処分業務委託料3,096万5,000円ですか。この内容の業務委託内容の詳細を一つお聞かせいただけますか。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。本事業の内容でございますが、この内容につきましては、クリーンセンターで焼却する際に発生する焼却灰及び不燃物残渣の運搬処分料になります。焼却灰400トン、不燃残渣300トンに対する最終処分場への運搬処分料となります。

令和8年4月1日から業務開始が必要であるため、債務負担行為で御承認いただくものであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。ほかにも、この債務負担行為の中に、課長が把握するというか、所轄の関係でプラなど、また金物関係のことが計上されていますので、それは意味は分かるんですけど、それ以外のことでちょっと一般廃棄物の焼却というのを、以前、私も知り合いの方に、勝浦のその出た灰とかの最終処分の方向は茨城って、群馬だか、あっちのほうに行くとかということを知ったんですけど、ちょっとこの補正の中でうたっているこの金額がどういう形なのか、それをちょっと伺いたくて聞きました。ありがとうございます。これで結構です。

次に、外国語指導助手業務委託3,714万5,000円、この補正の内容と業務委託内容について伺

います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。来年度から市内小中学校が3校となるため、2名のALTを3校の英語、外国語等の授業のサポートができるような形で派遣できるよう、また継続して派遣できるように、3年間の複数年での業務を委託したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。今、課長、2名とおっしゃいましたけども、私、最近ちょっと伺ったところ、現在は3名いらっしゃるって聞いておりますけども、次年度以降は、統廃合がありますから、3名という方向でいくということ間違いはないでしょうか。もう一度伺います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。今年度、現在は3名のALTを小学校5校、中学校1校、またこども園、保育所等に派遣しているところでございますが、先ほど申しましたように来年度、小学校は3校閉校するところから、2名のALTとさせていただきたいと思えます。

なお、実際に授業に入る時間数等については影響がございません。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬清議員。

○5番（岩瀬 清君） ありがとうございます。

打合せといいますか、先ほどちょっと課長のほうからアドバイスいただいたので聞こうと思ったことが、ちょっと聞かなくても把握できた部分がありますので、はしょったりもしますけれども、ALT1人当たりの予算的に幾らかかっているか、また、これは直接じゃないと思えますけど、念のために伺いますけども、業者も何か紹介業者というのがあるんじゃないかと想像するんですね、一般的に。業者に対して支払うのか、契約後は個人に支払っていらっしゃるのか、その業務に対しての対価ですね。その辺ちょっとお尋ねしたいと思えますが、お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。紫関学校教育課長。

○学校教育課長（紫関左恭君） お答えいたします。今回要望している債務負担行為につきましては、例えばそういった外国語を指導するALTと呼ばれる人たちを多く、例えば登録ですとか雇用しているような業者を今回、入札で決定したいというふうに考えております。ですので、本市から支払う場合には、業者への委託料というような形になりますので、直接ALTに、いわゆる給料等で支払うようなことはございません。以上です。

○議長（戸坂健一君） 3回目、終わりましたので。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から一応、通告に従い、5ページ、7ページは前段者ぐらいから、庁舎と小学校のこの借入れについては一緒にしたいと思います。1項目ずつやれば時間も稼げるかと思うんですけど、そうもいかないから。

まず、この32項目から成る、前段の話として、債務負担に関します、あまりにも今回多いのかなと思うんですね。その中で、確かにLEDの庁舎と小学校の金額、大きい順に並べていっ

ても、大体1,000万単位並べると、トータルで3億近くあって、なお、こまいのを入れますと2億5,000万で、これ全部で、ざっと6億近い債務負担の計算になっちゃうのかなど。

ここまで予算組みを、まず前段としてお話しさせてもらいたいのは、ここまでの債務負担のよりも、確かに事業計画の中で、これをやっぱり財務調整基金とか、あるいはふるさと納税踏まえても、もう少し圧縮できないのかと。この確かに年度別に1年でやられるのが2億5,000万、6,000万ぐらいで、これが5年、10年のが大体3億近い数字、ざっとのですよ。その金利を多少なり考えるのであれば、事業としての話は、いろいろな面で、違った意味でできないのかというのが全体的な中の話です。

それはそれとして、後で答えていただきたいんですけど、まず、この庁舎、私の記憶の中では庁舎のLEDの、何年前かに議員やっている中で、やられている面もあります。その中で、これ7,800万。先ほど前段者ぐらいが質問した中で、ここが973のLEDを変え、勝小と上野で890の286という数値を言われたんですけど、結構な、この両方の金額足しても1億3,000万以上、1億4,000万ぐらいの話になっちゃうんですけど、これは何か先ほどの質問者に対する、LED協会からの話とか言われるんですけど、これ地元の電器屋にできないのかというのが私の考えですよ。

そうしますと、私の試算の中で、大体、一般電灯、蛍光灯は1万時間、LEDはその4倍の4万時間ですよ。そうした中で、大体1棟当たりのLEDに変えたときの、これは役所の見積り単価と市場の単価は違うにしても、1棟当たり1万5,000前後の計算でいきますと、まず、庁舎のほうも1,500万、そして小学校のほうも2棟で1,800万、この前後ありますよ、経費とかいろいろなもの、または産業廃棄物で出てきたものを処分費もかかる。その辺の中で、これを計上するに当たって、先ほどの債務負担行為の問題を踏まえても、どのような結果で、これが出てきているのか。どうしてこれを計上されてきているのか。その辺の概略でも何でもいいんですけど、あまりにもちょっと桁が違い過ぎているし、また債務負担としての話。これだけの債務負担を長期の3億で2%か2.5%にしても、そのときの時代によって違いますけど、利率の計算からいっても、利子が、支払い利率が500万とかぐらいの計算になってきちゃうのかって思いませんよ。

そこで、どうして、これは協会から言われての話なのか。それをどのように精査して、ここにのせてきているのか、その辺お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今回の債務負担行為の設定につきましては、あくまで上限額を設定するものになると認識しております。このため、今後、契約業者等を選定するにおきましては、スケールメリット等を考慮しまして、庁舎、小学校を併せて入札を実施するですとか、仕様書の精査等に努めてまいりたいと考えております。

また、それらを実施することによって、実際の契約額は、これよりさらに落ちるものと認識しております。

それから、先ほど長田議員に答弁させていただきました日本照明工業会というところが、LED照明の適正な交換時期、これにつきましてはその使用頻度にもよると思いますが、一般的には8年から10年という目安を示しておりますので、それらを根拠といたしまして、10年と契約期間を定めようと考えているところでございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 当然、課長の言うように、低くは出せないだろうから、ある程度そこからどう精査していくかという問題と、あと日本照明器具協会の中で、この庁舎できて、もう20、30年ぐらいになるのかな。その中で、当然、電球というか、蛍光灯は変えてきたにしても、その辺の使い度の問題で8年から9年、もう賞味期限過ぎたような状態ですよ。普通からいったら1万時間、これはいいですよ、1万5,000時間でも。そして、その中で、どうしても27年、あと2年後の蛍光灯からLEDに、もう生産もやめる、そういうものを踏まえて、当然これは出してこなければいけない問題あります。

ただ、先ほど来から言うように、入れている金額があまりにもちょっと。それは入札で落とすとかというの、これは普通の役所の話であるんですけど、全てが根拠的に、あまりにもか離れているから、ちょっと言わせてもらったんですけど、それは後から十分考えて一旦計上。

ただ、債務負担が、先ほど一番最初に言ったように、あまりにも多い問題を、やっぱり予算上、組み立てていく上で、もう少し圧縮したり、考えての提案を出せないのかという話で、最初に戻りますけど、これはやっぱりみんな集めれば、どうしても少しずつ膨らまし、あるいは何割かでも膨らんだものを、予算低く取れないから、増えちゃうんでしょうけど、その辺を十分考えられる余地がなかったのかなと思うんですけど、これ2回目です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今回の債務負担行為の設定ですが、通常の清掃センター関係の業務委託に加えまして、今回額が上がった理由としましては、庁舎の照明機器の借上料等で金額が大きかったため、ちょっと金額が大きくなってしまったところでございます。

今後、債務負担行為の設定につきましては、いま一度、精査して予算を組んでいくというふうに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） そこで、やっぱりこの当然、借りれば利子払わなければいけない。そこでですよ、財政課長、やっぱりこれが、ほかからの財源として少しでも入れて、その金利を少しでも、ほかに払うよりも、ここで、この勝浦市で賄える問題としてあれば、ほかの事業展開にも少しでもですね。例えばこれだって何百万というやつもありますし、二、三百万のこともありますから、その辺の調整というのは、ほかからの入れ込みはできないのか。これは、執行部のほうも当然、課長も言いながら、どのようにするか。ただ計上すればいいって話でいいのかという思いで私は言わせてもらうんですけど、その辺、誰か執行部のほうで、あれであれば、ちょっと答えてもらいたい。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。鈴木財政課長。

○財政課長（鈴木和幸君） お答えいたします。今回設定します債務負担行為の中で、起債対象となる業務につきましては1件というふうに考えております。一番最後の勝浦中学校校舎長寿命化工事実施設計業務委託、こちらが起債対象というふうに考えております。

そのほかは起債対象外の業務委託というふうに考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 次に、夷隅広域市町村圏組合事務組合水道事業の6,500万で、利率はこれ以下という話、そこばかり言う話になるんですけど、この広域水道の中で、今回またこれに1,300

万かな、2,100万か。やっぱりページ数は8ページと20ページ、これをちょっと合同で一緒に考えて、ここに足りない面での出資を2,100万入れる話であるんですけど、この広域水道の、これは広域でやらなければいけない中でやるんですけど、今まで勝浦市の中で、水道事業をやられてきた中ですよ、実際、この事業が市民にとっての市民サービスの欠如ではないかと私は考えるのは、何か頼むと全部、何番何番に押ししてくれと。それが行き届かない。開栓にしても、閉栓にしても、なかなか行かないんですよ。これは総務課長にも言ったんだけど、出資者としての勝浦が、もっと市民サービスとして出すべき問題は、何回か私も総務課長に対応しています。そこでの出資はいいんですけど、もう少し事業の流れがスムーズに市民に流れる方向。

例えば何か調べようとしても、なかなか、あれを何番押し、4番押しとかといったって、4番押ししたって戻ってこなかったりですね。

出資は認めるにしても、その辺の事業衰退を、もう少し身近にスムーズにできる方法はないのかという中で質問を踏まえての話です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。水野企画課長。

○企画課長（水野伸明君） お答えします。その水道事業に対しての問合せに対しての手续といひますか、回答が手間取るということに関しましては、その御意見を水道局、広域水道の水道局のほうにお話しさせていただきたいと思っています。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 今の課長の答弁は、これ総務課長にはさんざん言ってきたんだけど、出資者である勝浦市がある程度の。なぜかという、武大の入替えなんかでも、昨日も350人しかいない。事実、入学して住所移動、4年間で350人ぐらしかいないか分からない。ただ、やっぱり、そこで住所移動していなくとも、少なくとも千何人を閉栓したり、開栓したり、あるいは今までの水道事業者であれば、ここでやっているときに本管がどこに入ってという仕事の流れも停滞しない中で、やっぱり出資している以上は、総務課長に言ったように、その辺の勝浦市の意見を重々反映し。ほかの市町村は知らないですよ。例えば、ここで受けるものがあるって、それが留守電みたく向こうに対応できるものとか、その辺の問題というのは解決していただきたい、なければいけない話なんですよ。

だから、もう事業者も、これ2日3日たたないと開栓できないとあって話ですよ。あなたたちはみんなやったかやらないか知らないけど、事実、私はやっていますから。そういう話だったら、これ、何のための話なのか。もう少し統括したときにはスムーズな流れにしてみたいなと思いますので、その辺を十分考えていただいて、答弁はいいです。その辺は本当にやっていただきたい。もう総務課長とも、これで3回目の話だからね。

そして、あと28ページの。8ページと20ページは同じような話で今終わりにしましたが、あと28ページは、前段者も言ってきた話の中で、確かに、ここに一つの企業誘致みたいな外来船来る、これはこれとしていいんです。

ただ、ここで、今回の三日月ホテルさんやめたときには、入湯券を配って、あそこに入れていた問題があったんですけど、再度ここで外来船だけは受けますよと。

そして今、私分らないんですけど、オーナー替わってからの市民の入湯券についてはどうなっているのか。その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。篠宮高齢者支援課長。

○高齢者支援課長（篠宮寛敬君） お答えいたします。高齢者に対する入湯券の交付状況というようなことでよろしいでしょうか。手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） だから、私聞いている範囲では、課長ね、もうオーナー替わってから何か行けないんだよって話聞いているものですから、こういう質問しているんですよ。

それで外来船の人たちは、確かに財源的に勝浦の税金がみんな集まるから、この人たちは優遇しても、勝浦に住んでいる人たちの入湯券、この問題はどのように解決しているのかなという話であって、これがやっぱり、片や、ほかの外の風呂へ行けば、タオルと入湯券1,050円とか、タオル代が150円だ200円だ、これが千四百幾らの問題は別にしても、1,430円が別にしても、地元の人たちがやっぱり使えるところは、はっきり言って、外来船の人たちはいいでしょうよ。これも先ほどの船の台数からいったら、300なんていったら、一般の船員は入っているのか入っていないのか、それは好きなようにしてくれの話だけど、やっぱり地元の人たちが本当に今、入湯券、高齢者入湯券がどうなって、どことどこが使われているのか、この辺、私は聞きたいので、再度お願いし、その辺を回答願いたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 寺尾議員に申し上げます。あくまで今回、外来船誘致対策事業ですので、高齢者入湯券に関しては通告外と。

○9番（寺尾重雄君） では、分かります。

○議長（戸坂健一君） 案件外となります。

○9番（寺尾重雄君） じゃあ、あくまでも。3回目でもいいです。あくまでも。

○議長（戸坂健一君） 2回目で大丈夫です。

○9番（寺尾重雄君） あくまでも外来船誘致、じゃ外来船誘致に関しての問題が手厚いものね。こんなこと言ったら石投げられるか分からないけど、外来船誘致の人たちの話で300人、船の台数からいったら、ごく一部の人たちの、船隻から比べたら、300じゃ全然足りない。そういう計算は、どうして、じゃ300なのか。その数値。これはあくまでも勝浦市は、外来船に対する心遣いとしての話だったのか、その辺、何で300なのか、お願いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。先ほどの同様の内容で答弁させていただいたことの繰り返しとなるかと思いますが、令和7年度から新たな入浴施設として三日月シーパークホテル勝浦と契約して、アクアパレス側の入浴施設を利用させていただいております。この4月から勝浦漁業協同組合プラス3か所、いわゆる宿と言われる外来船を取り扱っていただいている事業所の方に入湯券のほうを事前にお渡ししまして、お風呂に入りたいという方であれば、この券を持っていけば、お風呂に入れますし、タオルも借りられるというところで、その行く行かないは船員の方はどうぞ自由に選んでいただいて、ゆっくりしたければ、どうぞ使ってくださいということで渡らせていただいているところでございます。

結果として、先ほども申し上げましたけれども、一番多い月ですと40人を超える方が利用いただいているというところでございますが、当然少ない月もございますので、今後3月までを見込みますと300枚程度の使用が見込まれると。既に予算取りしている分も僅かながらございますので、その分差し引いて、はっきりしたところで300枚を御用意させていただくというところ

でございます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 確かに民間の風呂、名前出すと松の家さんも、何か月前にやめましたよ。私は一番、これは議長も分かっているんだろうけど、一番千葉県でも古いものを勝浦市はもう少し継続的にできなかったのかという問題を踏まえてですよ。その辺でやっぱり、そこに今まででも外来船の方は行っていたので。前は組合の2階に風呂があって、それは入っていないくて、それで、松の家さんにどのくらい。その辺の話を、やっぱりもう少し丁寧に。銭湯なんていうのは大体金額、全国的に決まっています、450円とか四百幾らの話の中であるんだけど、今回、全国的に上げるって話もある。その辺もやっぱり勝浦の事業者に対する、これは課長ばかりの話じゃない。やっぱり勝浦市全体が思いを込めて、それでもできないのであれば、やめてくださいでもいいんだけど、そういう思いが少しはあってよかったのかなと。やめたのも何か月前ですよ、はっきり言って。

だから、それには船が来るから、勝浦市も補助を多少なりするとか、外来船に対するですね、そういう思いがあってよかったのかと思うんですけど。

それはもう過ぎ去った話であって、今後はやっぱりいろいろな面で、皆さんの英知を結集して向かっていってもらいたいと思いますので、答弁はいいですから、これで終わります。

○議長（戸坂健一君） いいですか。

○9番（寺尾重雄君） どう言って。

○議長（戸坂健一君） 勝浦市の水産業、外来船誘致対策事業について、勝浦市の事業者についてももう少し配慮いただけたらという御質問だと思いますが、いかがでしょうか。いいですか。じゃ、なしでいいですか。承知しました。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

渡辺議員。

○2番（渡辺ヒロ子君） では、関連して伺わせていただきます。21ページ、一般管理費95万7,000円の補正ということについて、関連質問させていただきたいと思います。

これまで総合案内には若い職員の皆さんが交代で入り、そして市民対応に努めてこられたということで私も感謝しておりますし、また課長からの御説明ありました、この職員の方をローテーションで配置すると業務に支障が出たり、また残業につながったりするという懸念もあってという働き方の面からも、この今度、会計年度職員をということでは理解しているところです。

その上でなんですが、総合案内というのは、市民が最初に接する窓口でもありますし、市民との丁寧なコミュニケーション能力とか案内スキルというのを、一定の経験とか専門性が求められる場面というのがあるんじゃないかなと感じております。

市長がこの窓口を初めて設置された際には、市民に寄り添い適切な案内ができる窓口サービスと、そういう位置づけでの、言わば、言っているかどうか分かりませんが、コンシェルジュ的な役割を期待されていたのではないのかなというふうに私は受け止めています。

今回、会計年度任用職員を配置するという方向性は、その本来の目的に近づけるという意味でも、大変意味のあることだなと思っているんですが、そこで伺います。総合案内に会計年度

任用職員を採用するに当たり、この市長が当初意図された窓口の在り方も踏まえて、どのような資質や視点を重視して採用を行うというお考えがあるのか、伺いたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。屋代総務課長。

○総務課長（屋代 浩君） お答えいたします。今、議員おっしゃられたように、市民サービスが低下しては元も子もないと思っております。今年8月8日から9月12日まで、総合案内における問合せ件数、また問合せ内容について調査いたしました。その結果、1日平均22件の問合せがあり、その内容については、各課の案内が主なものでありました。そのため、今回、補正予算が議決されましたら、人選に入るわけですが、人選に当たりましては、会計年度任用職員さんが決まりましたら、まずは総務課のほうでマニュアルを作成したいと考えています。各課の業務を見ていただいて、対応に当たっていただくことを想定しています。

また、いきなり1月5日から会計年度任用職員1人に任せようとは考えておりません。サービスに影響があってはいけませんので、しばらくの間は総務課の職員がついて指導してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。1回です。狩野議員。

○7番（狩野光一君） それでは、通告しておりませんが、1点だけお尋ねいたします。28ページ、農林水産業費、外来船誘致対策事業についてです。こちらにつきましては、今回の補正については、先ほど来の質疑、答弁の中で理解をすることができました。

私がお尋ねしたいのは、外来船を誘致する目的で行う、この入浴券の提供ですね、これについてなんですけれども、1回だけなので端的に伺います。外来船誘致に対する効果というのをどのように認識されているか伺いたいと思います。もっと本質で言えば、この入湯券の提供がなかった場合と、このように入湯券のサービスをした場合で、外来船の入港数に違いがあるとお考えでしょうか。この1点だけ、お尋ねします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。君塚農林水産課長。

○農林水産課長（君塚恒寿君） お答えします。あるかないか、正確な数字は答えようがありません。しかしながら、こういった地元の人のこれまでの努力と行政のこういった一体の中で外来船が来てくれているというふう到我々感じながら日々業務を進めておりますので、何かが欠けたら全く来ないということはないとは思いますが、皆さんの努力に、こういった細かいところもプラスしていく中で、外来船誘致という形で成果を上げていきたいというふうと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、関係する所管事項について、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ、議案第77号ないし議案第79号は、産業厚生常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥

の処理に関する事務の委託についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入ります。

発言通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、長田悟議員。

○4番（長田 悟君） それでは、私のほうから議案第80号 勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約ということで質問させていただきます。先ほどの第75条のほうで、料金につきましては、市の指定する処理施設に搬入するときという形の改正も行われ、この金額につきましては従前どおりということではありますが、改めてちょっと聞かせてもらいます。

第3条の管理及び執行の方法につきましては、夷隅環境衛生組合の条例、規則及びその他の規程に定めるところによるということが、この3条に書かれています。ということから、令和8年度からのし尿処理手数料の額について及び手数料の支払い方についての変更ということなんですけども、現在の本市の手数料と夷隅環境衛生組合の手数料徴収の計算方法、これについては相違があるということですので、この相違をどういうふうにして解決するのか、お伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。議員仰せのとおり、規約の第3条には夷隅環境衛生組合の条例、規則及びその他規程に定めるところによるものとするがありますが、夷隅環境衛生組合は世帯当たりの人数による算出方法となっており、当市のくみ取り量での算出と手数料の算出に係る考え方が違うことから、夷隅環境衛生組合と協議調整の上、手数料については現在の手数料で運用していく考えであります。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） ありがとうございます。そうしますと、手数料は前と同じですよということの確認ができました。

実は、このし尿処理については、遠方となってきます。部原から組合まで、また遠方になってきます。そうしますと、これまで運搬処理していた量を処理する場合、往復の経費、1日に運搬できる量というのが、し尿処理業者のほうについては制限が加えられるというふうな形で考えられます。そうしますと、その分の経費は、業者としましては値上げすることとなり、値上げするという事になれば、それが市民の負担になってくるというふうに考えますが、激変措置、運搬の距離の増加等に関わるし尿処理業者への措置とかいうのがあるのか、お伺いします。

さらにちょっと説明を加えさせていただきますと、議案第75号で、し尿処理業務の分析方法について説明してもらいました。歳入歳出だけではなく、そこにし尿処理業者、許可業者の経費、これを含めなければ、し尿処理のその計算がなっていないよと。その部分がないと、その経費を入れないと本当の金額が出てこないかなと思っています。

そうすると、部原から環境衛生組合までの運搬距離の増加は燃料だけではなく、運搬に関わる時間に対する人件費、それと運送に係る車両、様々な経費が増加の要因になってくるという

ことが考えられます。

また、この様々な事情につきましては、各事業所において営業の方法は違いますので、サービスをするとか、いろいろなことがあって、一概に賛成することはできないと考えています。

だから、歳入歳出のほかに、また歳入があって、この差引きだけではなくて、その業者、業者の部分、これはよく分からないところがあって、これ算出が困難だなということは自分も経験の中でそういうふうを考えています。

しかしながら、今、勝浦市が令和8年4月から新しい炉を造るんじゃないですよ。し尿処理施設を造るんじゃないですよ。委託をするんですよということの選択をしました。選択をしたということにつきましては、今の経費より必ずや増える、増える経費が出てくるだろうと。

今と同じことでは、第75号のほうで前段者が話していましたように、やはり距離が遠くなってくれば当然経費がかかりますよというものにつきましては、今私が言ったように、業者のほうの経費、この部分が含まれる、それが増加になってくると。手数料は変わらない。運搬が違いますよということになってきますので、そこがやはり市民の負担になるかどうかということで、じゃ、その算出はどうするかというのは、これ難しいんです。

しかしながら、一つの計算方法としまして、今、勝浦でやっているごみ処理、市原市に持っていくですよというようなごみ処理があります。これも今、勝浦市でやっているものを、あるところに集約して、そこから運びますよというような形です。それを、このし尿処理に置き換えた場合はどうでしょうかということは、今やっている市中の中のし尿処理を部原、現在使っている部原をストックヤードという形にした場合、そうすると市内の業者はそこに集まります。委託をしたということであって、部原から組合へ、この運搬が今回新規に委託をする新しい経費になってくると。この経費を算出することによって、令和8年からの新しい委託の経費になってくるだろうと。しかし、これが、誰が払うのかどうかということがやはり疑問になってくるというふうな形で考えます。

そうしますと、部原から組合まで運ぶものに必要なものとしましては、ストックする場所の整備、輸送のための大型のタンクローリー、また運転する者の人件費、これだけしましても相当な金額が入ってくると。これを現在の委託業者が負うのか、やはりそれが市民が負うのか、税金で負うのか。これである程度、委託したときの、本当に概算なんですよ、概算で、これだけ、やはり委託しますと、経費がかかりますよというような考え方が、ということで考えられます。

もう一度言いますと、令和8年度につきましては、現在のし尿処理費よりも高いものになってくる。しかしながら、建設をして、それに伴う経費の積算よりも委託するほうが得だということで、勝浦市はそれを選択したというようなところなんですけども、やはりこの中での、先ほど言ったその経費、これにつきましては、市民サービスを低下させないし尿処理方法、ひいては、これが成功することによって、可燃物の処理ですね。今度、委託するときの。それと同様な形のケースなのかなということがありますということは、ここは十分に業者、またその方法について研究をしてもらいまして、令和8年の4月、説明会とかございますけども、業者のほうのやはり事情を聞いて、どういう形がいいのかというのを決めてもらわないと、何かあやふやなことになってしまうというふうに考えますので、これは十分な検討をしていただきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが、答弁願ひします。

○議長（戸坂健一君） 質問は、激変措置と運搬距離の増加等に伴うし尿業者への措置はあるのかと
いうことでよろしいでしょうか。

○4番（長田 悟君） はい。いいです。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。今後の説明会など実施する中で丁寧に説明を
行いまして、浄化槽の許可業者から得られる情報収集に努め、対応について検討したいと考え
ます。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。長田議員。

○4番（長田 悟君） やはり十分、業者のほうの内容とか事情とかを聞いて、やってもらいたいと思
います。

これまで汚泥処理ということを聞きましたが、くみ取りによる処理につきましても、これは
多分、市のほうが委託ですね、許可じゃなくて委託をして行ってきたと考えます。この手数料
につきましても、くみ取り券で払う方法ということなんですけれども、このくみ取りのほうに
つきましても、令和8年度からの委託に対して、汚泥処理との、やっぱりバランスを取るべき
というふうな形で考えていますが、そのお考えをお伺いします。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。市においても合併浄化槽を推進していること
から、今後のし尿処理の在り方、こういったものを検討して対処したいと考えます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 次に、佐藤啓史議員。

○11番（佐藤啓史君） 議案第80号でございます。勝浦市と夷隅環境衛生組合におけるし尿及び浄化
槽汚泥の処理に関する事務の委託についてでございますけれども、頂きました議案資料がござ
います。その中から、ちょっと気になる点ございました。それについて御質問をさせていただ
きますが、資料によりますと、令和3年3月15日からの口頭による申入れからずっと、この経
緯が書かれています。

手前みそでありますけれども、令和3年3月議会におきまして、当時の土屋市長に、し尿の共
同処理についての一般質問、提案をさせていただきました。その翌令和4年3月議会におい
ても1年後、同様の質問をさせていただいて、今回の件がスタートしたというふうに私が自分で、
手前みそですが、思っておるわけであります。

そういった中で、今後のスケジュールの中に、令和8年2月上旬になりますけれども、夷隅
環境衛生組合及び鴨川市との災害協定の見直しというものが来年の2月上旬にスケジュールの
中に入っています。この内容に鴨川市との災害協定ということも入ってきておりますので、こ
のことにちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。災害時、有事の際に施設等故障した場合には、
平成9年9月に取り交わしております、千葉県下で取り交わしております災害時等における廃
棄物処理施設に係る相互援助細目協定書、これに基づき千葉県を通じて支援を要請すること
になっておりますが、夷隅環境衛生組合、また鴨川市等、災害協定を取り交わすこととした経緯
としては、当時、近い将来、首都直下型地震や南海トラフ地震等の発生が予想され、また台風
や大雪など、気象に係る大規模災害等も近年、全国各地で発生していると。また、令和元年に

発生した台風、こちらでも、千葉県内でも甚大な被害をもたらし、それに伴った停電、こういったものが長引いて、市民生活に大きな影響があった。また、災害時の対応のほかに、施設の定期的な点検や改修、更新等による一時的な処理機能の低下を補うために、相互の施設の支援が必要であるという考えから、市民生活に直結、密着しているし尿処理に関して、公衆衛生に影響が大きく、また有事の際、迅速な対応を求められることから、即行動ができるよう、所定の手続を簡素化するために、災害時における廃棄物処理施設に係る相互協定の細目協定書、先ほど言った県の協定書に補完するものとして、令和5年4月1日に夷隅環境衛生組合と協定書と覚書を取り交わしております。また、令和6年3月に鴨川市と覚書の部分について取り交わしをしております。

内容としては、これ相互の話になりますが、受け入れた際の費用負担の算定や支払い手続、また受入れ要請の手続の用紙の共有化、こういったものを行っております。

見直しにつきましては、当市の施設が廃止となることで相互協定ではなくなってしまうことから、その有効性の確認、また有事の際の必要となる事項についての見直しについての協議を行おうとするものです。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 課長が非常に親切な答弁でいただいて頭が混乱しますが、要は、勝浦市の施設がなくなることによって、現在、鴨川市とやっているものについての見直しをするという内容のことでよろしいんだというふうに思いますね。ありがとうございました。

続いてこの、やはり来年の2月上旬に、部原区との協定の見直しというものがございます。現在、今まだあるわけでございますけれども、これまでの部原区との協定の内容がどういったものであって、また廃止後の協定がどのようになるのか。これについて施設は残るわけ、廃止はされますけど建物も残るといってございまして、その辺についての協定の内容について御答弁いただきたいと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。これまでの協定の内容ですが、衛生処理場存続期間に関する契約書というものを部原区と結んでおります。施設の開設当時から締結しているもので、10年ごとに更新をしておりました。

内容は、1条から4条になるもので、1条は、部原字大川地内に衛生処理場を存続する期間を定めている。令和4年4月1日から令和14年3月31日までの今の契約期間となっておりますが、終期、その期間が終わる頃に、双方において、この存続について協議をして次のことを決定するという事になっておりますので、今回この期間が変わるということで、協定を見直すということになります。

2条については、衛生処理場の維持、それと生活環境の保全を図ること、美観を損なわぬよう万全を期す、また公害が生じた場合は誠意を持って賠償を負うというようなことが記載されております。

3条は、部原区のほうから福利向上を図るための要望があった場合は、項目について、市が努力するようという事となっております。

4条は、衛生処理場から排出される放流水、こちら基準値以下とするもの、また放流水が原因で磯根等に被害が起きた場合は組合と協議するといったものが記載されております。以上で

す。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○11番（佐藤啓史君） 課長が非常に親切な答弁していただくので。要は協定の内容が、今ある内容が、廃止後、協定の内容を見直ししていくことになると思う。それについて内容を答えていただければよかったわけでありましてけれども。

次の3番目の通告してある内容については、前段の質問、75号のときの同僚議員の質問で出たのであれなんですけど、要は私、いわゆる、先ほど寺尾議員が75号の質疑のとき言いましたけど、迷惑施設ということを言い方しましたけど、私はそのいわゆる一般的に社会で言う迷惑施設というものがある、中谷区にはあって、そこで生きてきた人間からすると、そういった施設が廃止されたとはいえ建物が残るだろうし、そういったことを考えると、その辺の地元の人たちの意見とか考えとかというものも当然ありますし、加藤副市長が御答弁されましたね。終わったからすぐというものではないと。ちゃんとその後の分析とかした上で、ちゃんとしなければいけないということもおっしゃっていました。したがって、現施設の廃止後の建物と跡地ということで通告してはいるんですけれども、この辺はしっかりと責任持っていて。

僕はやっぱり心配するのは、建物は残ると思います。今やっぱりどうしても怖いなと思うのが、佐賀の火災もありましたし、そういったことをやっぱり対策必要だと思います。見回りも大事なんですけど、場合によっては防犯カメラの設置とかですね。

私聞いたところによると、後で寺尾さんに教えてもらおうかなと思いますけど、今の国道ができる前には旧道の市道路があったそうなんですよね、あっちにね。あれ今、YouTubeか何かで見れるんですよ。マニアの人たちは、あそこを撮ったりするようなことも聞いているので、そういうことも含めると、やはり防犯上とか安全管理上、そういった対策をしっかりとさせていただくことが重要かと思いますので、その辺について、課長の御答弁をいただければと思います。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。前段でも答弁してございますが、現場においては施設並びに定期的なパトロール、またおっしゃっていただいた道路に関しては、市道になっている部分もございまして、そういったところも含めて、しっかり管理していければと思っております。以上です。

○議長（戸坂健一君） 質疑の途中ですが、午後2時20分まで休憩といたします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（戸坂健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、寺尾重雄議員。

○9番（寺尾重雄君） 私から80号について、何人かの議員から質問あったんでしょうけど、まず、これが今現在、どのくらいの経費で運営されて、それを委託して、どのくらいの違いが出るのか。そして、なぜかって申しますと、やっぱり先ほど来から運送の問題、今、暫定税率じゃない、ガソリン税が25円も下がっているの、こんなの分からないし、長田さんが言うように、どこかにストックヤード、この辺の検討というのは、来年の1月ですか、説明会、業者に説明会する。そういう面からも、もういくんですから、ある程度の方向性は当然持っていないと。

結局、私なりに思うのは、1点だけ残るのは、その輸送費の問題なんですよ。そこには当然、バキュームカーとそれに対する人件費がかかっちゃう。ガソリンもそう。その辺の解決をしておく。それには今どのくらい経費かかっているのか。今回、人もいなくなるんでしょうけど。結局、向こうに委託したときに幾ら取られるのか。そこで、その分を、その業者、配送業者というか、運搬業者に補填できるのか。じゃあ、どこから財源持ってきて。市民に負担かけるのであれば、これは議会で決めて市民負担ですよって言えばいいんだろうけど、そうもいかない。それだったら現状維持の中で、どこまでどうできるかという問題が大事だと思うんですよ。

確かにこれ、長田さん言うように、部原にじゃなく山のほうでも、どこかにストックして、そこからどう持っていくか。1日何リッターぐらい、大体月何リッターぐらいのベースがあれば、そういうものも可能なのか、検討はしておく話だと思うんですけどね。

余談の話であります。今、佐藤議員にも言ったけど、あれは宮代川といって、あの下には磯ガキ、漁業権の問題の協議の問題あるけど、我々は小さいときに、その磯ガキ食べた。だけど、今になったら食べられない。当時作ったときのあの水は、何ppmか知らないけど、そのppmで飲んだ。いや、私は飲まない。当時作って、役所来て、部原区の上の人たちは飲んだんですよ。だけど、そういうので、迷惑施設って私も先ほど言ったけど、なければならぬ勝浦市にとってもいいし、じゃ、どこかの山の中へあれしたら、これも困るだろうって、みんなです。あそこはヤマトタケルノミコトが刀洗ったところのいわれがあるんですよ。あの手前にちっちゃな山、あそこにヤマタノオロチがとぐる巻いていたって話もある。それは余談で、余談の話言うと、また議長に怒られるから。

そういう意味で、まず先ほど言った件を整理しないと。これ負担してくれるのはいいんですよ、勝浦市が。だけど、負担しても、結局は元に戻るの、市民の税金からの戻しになるから、負担になるから、それをどうするのかという問題があるんだけど、今になればもう、それがつつpegぐらいの話で、先ほども言ったように、つつpegぐらいの話であれば、多少の五十歩百歩の話であればいいんでしょうけど、ある程度、持ち出しとか何とかになったときに、前に生ごみの問題のときのごみ袋と資源ごみの3,500万と3,400万の違いがあるのであれば、その辺でどう市民負担をかけないかって問題を踏まえても、その辺どう考えるのか、分かれば教えてもらいたい。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答え申し上げます。先ほど来の答弁でもございましたが、勝浦市単独で今の施設を維持できない、長寿命化の工事や、また更新、また新たなし尿処理施設を設置する、こういったものできないという判断から、夷隅環境衛生組合のほうに委託するというようにしております。

想定される経費等でございますが、算出根拠にちょっと不明瞭な部分がございますので、差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁漏れがございます。輸送費の増加に関する事業者の負担について、方向性を持って説明会に当たってはということだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○生活環境課長（渡邊知幸君） 説明会では、事業者の方から意見をいただきながら検討したいと考えております。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 課長ね、はっきり言って、子どもたちに言うんじゃないんだからさ。ある程度、業者だって飯食うために、どう守るかって問題あれしたときに、それは、だから経費も、どのくらいかかるかも算定できない、それは分からない面あるんでしょうよ。ただ、大まかな方向性のない以上、業者8社、8社の人たちが、いいだろう、ちゃんと勝浦市に協力しますよと云えば、それで終わりだよ。だけど、そうもいかない。自分たちが御飯食べていく上、また従業員に働いてもらうためには、じゃ、その少なくとも、少なくともですよ、何十キロかって私の思いでも20キロの往復40キロ、リッター、あれバキュームカー、恐らく7キロ走るのか、私には分からない、そこまで調べていないけど。そうしたら今、百六十幾ら、ないしは150円にしたって、リッター、あれですよ、往復40キロあったら、7で割ったら4リッターで600円かかりますよ。それが余分になって、その手間暇も人件費、時間給幾らだ、今1,070円ぐらいの時間給、そんなのあれだけど、それが全部跳ね返ってくる。タイヤだって減るよ。そうしたら金くられて話になっちゃう。だから、その辺は、説明するに当たっても、市のほうでも、多少ずれがあっても方向性で出してやらないと、結局、説明会にならないよと私は思うんですよ。

だから、そこで、現況で一体幾らかかっているのか、今の部原の経費が。そして1日に何リッター、あのバキュームカーが何リッター積んで来るのか。それでお金取っているわけでしょう。浄化槽は、あれ各住民が、住民って、市民が払っているから。払っていても、遠くなれば、それに上乗せになっちゃう。その辺の問題まで発生しちゃうと思うんだよね。

いや、今、造ることは大変ですよ。今の世の中、もうコストはすごく上がっちゃって、造ることは大変。だから、受け入れられるものを受けていただけながら、どうやるかというのは、これは勝浦市にとってはいいことなんだけど、業者との問題も整理すべき問題が最大限の課題ではないかと思うんですよ。

そこで、だから、リッター当たり、前から出ているように、大体もう今まで何リッターを受けて何リッターはこの部原で処理してきたかの問題は分かるでしょうっての。そうしたら、いすみ市、それを持っていったときに委託料で幾ら払うんですかって、その辺のことを、やっぱり把握すべき問題じゃないのかなと思うんですよ。

これから考えるんだ、これから考えるぜって言うてくれりゃいいけど、私はそう思うから、この質問をしているだけの話であって。以上です。

○議長（戸坂健一君） 答弁を求めます。渡邊生活環境課長。

○生活環境課長（渡邊知幸君） お答えします。浄化槽の浄化槽許可業者に対して、業者ごとの状況とか、当然、会社のいろいろ経費の問題とか違うと思いますので、それぞれヒアリングを、説明会で丁寧に説明させていただいた上に、各それぞれ意見等を聞き取りながら対処、考えたいと思います。以上です。

○議長（戸坂健一君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○9番（寺尾重雄君） 各業者間と云って、市内業者であってさ、ベンツのバキュームカーで仕事しているのか、いすゞのバキュームカーで仕事しているのか、ガソリンをハイオクでやっているのか、ある程度は基準値というのは、課長、出る話じゃないんですかって言っているだけよ。それを各業者ごとにヒアリングして決める。あれだよ。バキュームカーもロールスロイスでやってもらえばいいんだよ。私、車あまり好きじゃないけども。

だから、そういう意味で、課長ね、検討課題が今どのくらい。だから、部原でどのくらい入れて経費使っているのか。そこから人件費抜いたら、部原でこのくらいですよという問題と、これを委託したときに何ぼ取られちゃうのか。向こうは人数割とかへちまということ言うだろうけど、こっちから委託して、してもらうんだから、もう数量の問題だけでしょうから、それをやったときのある程度の数値はつかんでおくべきじゃないんですかって言っているだけであって、それを例えば今度はそれがガソリン代というか、燃料代にどう跳ね返るかとか、その辺を、じゃ、どこで補填するかとか。得意のふるさと納税で入れておけばいいんじゃないの。それは俺が言っている話であって、執行部は。

そういう話で検討してくださいよというのであるから、私は。答弁はいいですから。その辺を十分検討して、来年、1か月まだあるんだから、その辺をちゃんと出してやらないと、業者だって納得しない。いや、住民は、もうこれ以上の施設造る金だったらそっちのほうがいいと思っても、誰かに負担させるのであれば、それは市のほうで負担するのかって話になっちゃう。これ一般の人間に負担しろよって言ったら、何ですかって問題になっちゃうし、その辺はやっぱり業者じゃないから、その辺で十分検討して提案してやらないと納得しない、じゃないかというのは俺の考えね。あなたが納得させるというなら、それはそれでいいから。いいです、答弁は。

○議長（戸坂健一君） よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終わりました。通告外による質疑は1回までとさせていただきます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、産業厚生常任委員会へ付託いたします。

○議長（戸坂健一君） 次に、議案第81号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部廃止及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号は、総務文教常任委員会へ付託いたします。

請願・陳情の委員会付託

○議長（戸坂健一君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願・陳情は、既にお手元へ配付の請願文書表のとおり、議会運営委員会へ付託いたしましたので、御報告いたします。

休 会 の 件

○議長（戸坂健一君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月6日から12月10日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸坂健一君） 御異議なしと認めます。よって、12月6日から12月10日までの5日間は、休会することに決しました。

12月11日は、定刻午前10時から会議を開きますので、御参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして、付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（戸坂健一君） 本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後2時35分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第73号～議案第81号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第3号、陳情第9号の委員会付託
1. 休会の件